

令和3年度第1回上越市人にやさしいまちづくり推進会議 次第

日時：令和3年11月2日（火）午後3時～

会場：上越市役所4階 401会議室

1 開会

2 挨拶

3 委員紹介

4 会長・副会長の選任

5 議題

(1) 第4次人にやさしいまちづくり推進計画令和3年度実施計画進捗状況について

…資料No.1

…資料No.2

…資料No.2（補足資料）

(2) 令和4年度実施計画（案）について

…資料No.1

…資料No.2

(3) 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果について

…資料No.3

…資料No.3（補足資料・当日配布）

(4) 第5次人にやさしいまちづくり推進計画方針（案）について

…資料No.4（当日配布）

6 その他

(1) 公共建築物ユニバーサルデザイン指針の見直しについて

…資料No.5-1～3（当日配布）

7 閉会

第4次人にやさしいまちづくり推進計画に係る令和3年度実施計画の進捗状況及び令和4年度実施計画（案）について

1 令和3年度実施計画の進捗状況

(1) 事業の実施状況及び目標達成状況

第4次人にやさしいまちづくり推進計画令和3年度実施計画に掲げた92事業の実績見込みについて評価を行った。事業の実施状況については、80事業が計画どおり実施（100%）、11事業が計画をほぼ実施（80%以上）し、この2つを合わせた割合が全体の98.9%に達していることから、概ね計画どおり各種事業を実施できる見込みである。

また、事業の目標達成状況の見込みについては、78事業が目標達成（100%）、12事業が目標はほぼ達成（80%以上）し、この2つを合わせた割合が全体の97.8%に達していることから、概ね事業の目標を達成できる見込みである。

基本方針	施策の方向	資料2 対応頁	事業数	担当課の評価 上段：事業実施 下段：目標達成			
				A	B	C	D
1 誰もが理解し合えるまちづくり	人にやさしいまちづくりの普及啓発	1	1	1		1	
	相談・支援体制の充実	1～2	11	11 11			
2 誰もが学べるまちづくり	自立・共生を目指す学校教育環境の充実	3	3	3 3			
	市民の多様な学習・スポーツ機会の充実	3	3	1 1	2 2		
3 誰もが働けるまちづくり	雇用機会の創出	4	5	3 3	2 2		
	職業能力や人材の育成	4	3	3 3			
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	健診・保健指導等の推進	5	6	6 6			
	地域医療体制の充実	5	3	3 3			
	高齢者福祉の推進	6～7	10	8 8	1 1	1 1	
	障害者福祉の推進	7～8	11	11 11			
	子育て・療育支援の充実	8	2	2 2			

基本方針	施策の方向	資料2 対応頁	事業数	担当課の評価			
				上段：事業実施		下段：目標達成	
				A	B	C	D
5 誰もが互いに支え合うまちづくり	ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり	9	7	4	3		
				4	3		
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	防災対策や避難支援体制の充実	9~10	5	5			
	自主防災活動の推進	10	1	1			
	防犯対策の充実	10	3	2	1		
	除雪対策の充実	10~11	5	5			
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	公共施設におけるユニバーサルデザインの推進	12	1	1			
	民間施設におけるユニバーサルデザインの推進	12	1	1			
	誰もが暮らしやすい居住環境の整備	12	4	3	1		
8 誰もが移動しやすいまちづくり	安全・安心な歩道・道路の整備	13	3	3			
	地域公共交通の利便性の向上と安全・安心な運行	13	4	3	1		
合 計			92	80	11	1	
				78	12	2	

※凡例

上段・事業実施 A：計画どおりすべて実施（100%） B：計画をほぼ実施（80%以上）

C：計画どおり実施できなかった D：未実施

下段・目標達成 A：目標達成（100%） B：目標はほぼ達成された（80%以上）

C：目標を達成できなかった D：未実施

(2) 事業実施状況及び事業の目標達成状況がC評価（目標を達成できなかった）であった事業
・2事業

資料2 対応頁	基本方針	事業内容	目標	評価
1	1 誰もが理解し合えるまちづくり	No.1 人にやさしいまちづくり、ユニバーサルデザインの考え方を、広く普及するために、啓発活動のほか、学校や地域での学習推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者が、人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務に取り入れたり、授業等の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。 ・普及啓発パンフレット・冊子や広報を利用し、市民や企業に人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を普及する。 ・人にやさしいまちづくり推進の取組の理解割合 28% ・ユニバーサルデザインの理解割合 48%（いずれもR3年度到達目標） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員研修では、参加者の 95.6%が授業の実施方法を理解できたと回答したことから、学校での活用できる体制づくりに寄与できた。 ・関連団体との連携もスムーズに取れるようになり、普及啓発活動が促進された。 ・R2年度実施の市民意識調査の結果、市が人にやさしいまちづくり推進に取り組んでいることやユニバーサルデザインを理解している人が少なく、目標に達しなかった。
6	4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	No.41 スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいをづくり・健康づくりと出番の創出を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツや趣味活動などを通し、高齢者同士の交流や市民との交流を深め、高齢者の健康増進と生きがいをづくりに寄与する。 ：シニアスポーツ大会 <ul style="list-style-type: none"> ・13地区で実施 3,281人 ：シニア作品展 <ul style="list-style-type: none"> ・出展 396点 ・来場者 1,738人 ：シニアゲートボール大会等 <ul style="list-style-type: none"> ・6地区で開催 549人 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響により、シニアスポーツ大会は中止を余儀なくされたが、感染防止対策を徹底した上で開催した、シニア作品展やシニアゲートボール大会を通じて、高齢者同士の交流や世代間の交流を促進し、高齢者の生きがいと健康づくりにつなげることができた。

2 令和4年度実施計画（案）

(1) 事業の状況

令和3年度事業の評価を踏まえ、必要な見直しを行いながら92事業を基本的には継続することとし、第5次人にやさしいまちづくり推進計画の実施計画を策定する。

基本方針	令和3年度 事業数	令和4年度 事業数
1 誰もが理解し合えるまちづくり	12	12
2 誰もが学べるまちづくり	6	6
3 誰もが働けるまちづくり	8	8
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	32	32
5 誰もが支え合うまちづくり	7	7
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	14	14
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	6	6
8 誰もが移動しやすいまちづくり	7	7
合 計	92	92

第4次人にやさしいまちづくり推進計画 令和3年度実施計画進捗状況及び令和4年度実施計画

資料2

第4次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	令和3年度				令和4年度(案)				担当課		
基本方針	基本目標	施策の方向	目標						具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価		取組の方向性	予算計上の有無		目標	計画 (具体的な取組内容)
									計画	実績見込み			理由	未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載					
誰かが互いを尊重し理解し合えるまちづくり	誰もが理解し合えるまちづくり	①人にやさしいまちづくりの考え方を理解し認め合うための広報や教育・学習を推進します。また、日常生活の中で起きた困りごとについての相談窓口や支援体制を整えます。	①人にやさしいまちづくりの普及啓発	1	人にやさしいまちづくり、ユニバーサルデザインの考え方を広げ普及するために、啓発活動のほか、学校や地域での学習推進を図ります。	・職員研修 ・教員研修 ・普及啓発パンフレット、冊子配布	-	有	・研修受講者が、人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務に取り入れたり、授業等の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。 ・普及啓発パンフレット・冊子や広報を利用し、市民や企業に人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を普及する。 ・人にやさしいまちづくり推進の取組の理解割合28% ・ユニバーサルデザインの理解割合48%(いずれもR3到達目標)	・採用3年目職員研修の実施(1回) ・教職員研修の実施(1回) ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施(随時) ・関連団体(社会福祉協議会等)のイベント等での市民への普及啓発 ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する授業の実施や出前講座の実施依頼	・採用3年目職員研修の実施(1回) ・教職員研修の実施(1回)※同日内容で2回に分けて実施 ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施(2回) ・関連団体(社会福祉協議会等)のイベント等での市民への普及啓発 ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する授業の実施や出前講座(2回) R2年度実施「市民意識調査」結果 ・人にやさしいまちづくり推進の取組理解割合 14.8% ・ユニバーサルデザインの理解割合 39.3%	A: 計画どおりすべて実施(100%)	C: 目標を達成できなかった	・教員研修では、参加者の95.6%が授業の実施方法を理解できたことと回答したことから、学校での活用できる体制づくりに寄与できた。 ・関連団体との連携もスムーズに取れるようになり、普及啓発活動が促進された。 ・市民意識調査の結果、市が人にやさしいまちづくりに取り組んでいることやユニバーサルデザインを理解している人の割合が目標に達しなかった。	-	有	・研修受講者が、人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務に取り入れたり、授業等の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。 ・普及啓発パンフレット・冊子や広報を利用し、市民や企業に人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を普及する。 人にやさしいまちづくり推進の取組の理解割合28%、ユニバーサルデザインの理解割合48%(いずれもR3到達目標を継承)	・採用3年目職員研修の実施(1回) ・教職員研修の実施(1回) ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施(随時) ・関連団体(社会福祉協議会等)のイベント等での市民への普及啓発 ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する授業の実施や出前講座の実施依頼	共生まちづくり課
				2	様々な権利侵害からの保護や救済と同時に、障害のある人が権利を行使できるよう保障するための環境を作ります。	・障害のある人の権利擁護の取組を推進	拡充	有	・障害者差別解消法の趣旨等を市民をはじめとした事業所等に周知することにより、障害のある人への合理的配慮が提供されるよう環境の整備を図るとともに、差別事案が生じた場合に相談、情報提供しやすい体制を整える。 ・上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を制定し、障害の有無にかかわらず、円滑にコミュニケーションができる環境の整備を図る。	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の開催：年2回 ・障害者差別解消に資する啓発活動の実施 ・障害を理由とする差別に関する相談対応：1件以上 ・条例制定を契機に、障害の有無にかかわらず、多様なコミュニケーション手段があることへの理解を求める市民啓発を行う。 条例制定記念イベントの開催(11月) リーフレットの作成、職員研修の開催	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の開催：年2回(第1回R3年8月10日※書面会議、第2回R4年2月頃) ・職員研修の開催 ・リーフレットの作成 ・市民啓発のためのイベント開催 ・障害者差別解消に資する広報掲載 ・相談支援事業所及び地域包括支援センターからの情報収集	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	各種啓発活動により、障害者差別解消や合理的配慮の提供に向け市民の理解促進を図った。 上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を制定し、その趣旨等について周知を図ることにより、障害の有無にかかわらず、円滑にコミュニケーションができる環境の整備を図った。	-	有	・障害者差別解消支援法の趣旨等を市民、事業者、支援者等に周知することで、障害を理由とした差別の解消や障害のある人への合理的配慮の提供が推進されるよう、環境整備を図る。 ・差別事案等の相談・情報提供がしやすい体制を整えることで、事案発生の実態把握を進める。	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の開催：年2回 ・障害者差別解消に資する周知開発の実施 ・障害を理由とする差別案件の実態把握の強化	福祉課
				3	障害児や障害者及びその家族などが生活全般について相談しやすい環境を整えます。	・すこやかな暮らし包括支援センターを中心とした相談支援事業の実施	-	有	・障害のある人等の生活全般に関する悩みについて、地域の相談支援事業所等と連携し、より相談しやすい相談支援環境を整える。	・相談支援事業所や地域包括支援センターなど関係機関が連携・協力し、地域に密着した相談支援を行う。	すこやかな暮らし包括支援センターが中心となり、地域包括支援センターとの意見交換や研修等を実施することで、連携が強化された。	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	関係機関の連携・協力体制の強化が図られたことで、より相談しやすい相談支援環境が整えられた。	-	有	障害のある人が身近な地域で適切な相談を受けられるよう関係機関における相談支援の質の向上を図る。	・地域包括支援センターや相談支援事業所等を対象とした研修会や事例検討などを通じて、障害のある人が身近な地域で適切な相談支援を受けられる体制の充実を図る。	福祉課
				4	家族や生活に関して女性が抱えるあらゆる諸問題に対し、助言・指導などを行うための相談体制を整備します。	・女性相談の実施	-	有	・適切な支援・助言等を行うことで相談者が安心して生活を送れる状態にする。また、配偶者等からの暴力被害にあっている相談者に対しては、関係機関等と連携しながら、安全確保が図られる状態にする。	・女性相談員を配置し、様々な悩みや問題等の相談を受け付け、必要な支援を講じる。 相談員 3人 相談時間 月～土曜日 9:00～17:00(毎週火曜日は電話相談を19:00まで延長) ※日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり(事前予約制)	・適切な支援・助言等を行うことで相談者が安心して生活を送れる状態にすることができた。また、配偶者等からの暴力被害にあっている相談者に対しては、関係機関等と連携しながら、安全確保が図られる状態にすることができた。 相談件数：3,600件(見込)	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・必要に応じて、庁内の関係課等や県の女性相談所、児童相談所、また警察署などの関係機関と連携・協力しながら適切な相談・支援に努めたことにより、DV被害者に対しては安全確保が図られる状態にすることができた。	-	有	・適切な支援・助言等を行うことで相談者が安心して生活を送れる状態にする。また、配偶者等からの暴力被害にあっている相談者に対しては、関係機関等と連携しながら、安全確保が図られる状態にする。	・女性相談員を配置し、様々な悩みや問題等の相談を受け付け、必要な支援を講じる。 相談員 3人 相談時間 月～土曜日 9:00～17:00(毎週火曜日は電話相談を19:00まで延長) ※日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり(事前予約制)	共生まちづくり課 (男女共同参画推進センター)
				5	高齢者の権利擁護などに関する相談体制を整備します。	・高齢者相談の実施	-	無	・地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護などに関する相談に対応する。 ・地域包括支援センター職員への対応力の向上を図る研修会を開催し、相談に適切に対応できるようにする。	・身近な地域の地域包括支援センターにおいて、高齢者に関する相談支援を行う。 ・高齢者虐待や成年後見制度など地域包括支援センター職員へのスキルアップのための研修会を開催する。	・地域包括支援センターにおいて、高齢者に関する相談支援を行った。 ・地域包括支援センター職員を対象に成年後見制度や虐待、認知症、医療連携に関する研修会を開催した。	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	地域包括支援センターにおいて、高齢者の権利擁護などの相談に対応しているほか、センター職員対象の研修会を通して対応力の向上を図った。	-	無	・地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護などに関する相談に対応する。 ・地域包括支援センター職員の対応力の向上を図る研修会を開催し、相談に適切に対応できるようにする。	・身近な地域の地域包括支援センターにおいて、高齢者に関する相談支援を行う。 ・高齢者虐待や成年後見制度など地域包括支援センター職員へのスキルアップのための研修会を開催する。	すこやかな暮らし包括支援センター
				6	外国人市民が暮らしやすい環境づくりを進めるため、相談業務を充実します。	・外国人相談の実施	-	有	・外国人相談窓口において、相談者の問題解決に向けた支援を行い、安全・安心な生活を送ることができるようにする。	・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設する。 月～金曜日 10:00～17:00	・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設した。 月～金曜日 10:00～17:00 相談件数：350件	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送るための各種相談に応じ、問題を解決することができた。	-	有	・外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送ることができるようにする。	・上越国際交流センターに委託し、外国人相談窓口を開設する。 月～金曜日 10:00～17:00	共生まちづくり課
				7	子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・早期救済を図るとともに、連絡・相談体制の充実を図ります。	・子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・対応(訪問や相談、研修会や会議等の開催、育児等のアドバイス、情報交換や交流)、要保護児童対策地域協議会の運営、いじめ問題対策連絡協議会等の運営	-	有	・児童相談所等の関係機関と連携し、虐待、いじめ、差別などから子どもの権利が侵害されないよう、教職員の研修を充実し、資質を高める。 ・いじめ問題対策連絡協議会等の開催により、関係団体との情報交換や連携を図る。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら学校を支援し、早期解決する。	・年1回上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議及び隔月で実務者会議を開催する。また、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するとともに、関係機関等と連携し、支援する。 ・児童虐待防止推進月間において、広報上越やFM-J等で虐待に関する相談窓口の周知を行う。 ・市民向けの「子どもの虐待予防出前講座」や保育士や教職員向けの虐待対応研修を開催する。 ・高校等の教員を対象に「上越市子どもの虐待防止ハンドブック〈ダイジェスト版〉」を活用した研修会を開催する。	・年1回上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議及び隔月で実務者会議を開催する。また、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するとともに、関係機関等と連携し、支援する。 ・児童虐待防止推進月間において、広報上越やFM-J等で虐待に関する相談窓口の周知を行った。 ・市民向けの「子どもの虐待予防出前講座」や保育士や教職員向けの虐待対応研修を開催した。 ・高校等の教員を対象に「上越市子どもの虐待防止ハンドブック〈ダイジェスト版〉」を活用した研修会を開催した。 ・広報上越やFM-J等を活用し、子どもの権利を周知した。 ・子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立全小中学校の授業に取り入れて実施することができた。 ・高田特別支援学校の生徒・保護者・教職員を対象に子どもの権利に関する出前講座を実施した。	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・代表者会議や実務者会議を通じて関係機関の連携を図った。また、出前講座や対応研修を通じて児童虐待の早期発見に向け、意識を高めた。	-	有	・児童相談所等の関係機関と連携し、虐待の早期発見・早期対応を行うとともに、保護者等の不安や負担感等の軽減を図る。 ・子どもの権利について、子ども自身と市民が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。 ・虐待、いじめ、差別などから子どもの権利が侵害されないよう、教職員の研修を充実し、資質を高める。 ・いじめ問題対策連絡協議会等の開催により、関係団体との情報交換や連携を図る。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら学校を支援し、早期解決する。	すこやかな暮らし包括支援センター こども課 学校教育課	

第4次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	令和3年度						令和4年度(案)				担当課	
基本方針	基本目標	施策の方向	方向性				予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載	取組の方向性	予算計上の有無	目標		計画 (具体的な取組内容)
									計画	実績見込み								
				8	悩み事や不安の解消に向け、適切な対応窓口や相談先の紹介、法律相談の案内等を行います。	・市民相談の実施	-	有	・市民の多様な相談に迅速な対応ができるよう情報収集し、庁内関係課との連携体制を維持する。 ・弁護士、司法書士による無料法律相談の実施。	・市民相談員1人 ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・弁護士相談：第1週～第4週の金曜日 午後 ・司法書士相談：毎週火曜日 午後	・市民相談員1人…242回開催(978件) ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・弁護士相談：第1週～第4週の金曜日 午後…46回開催(141件) ・司法書士相談：毎週火曜日 午後…50回開催(87件)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・弁護士、司法書士による無料法律相談を実施するとともに、庁内関係課との連携により、多様な相談に対し適切な窓口を案内して、相談者の不安解消が図られた。	-	有	・市民の多様な相談に迅速な対応ができるよう情報収集し、庁内関係課との連携体制を維持する。 ・弁護士相談：第1週～第4週の金曜日 午後 ・司法書士相談：毎週火曜日 午後	総務管理課 (市民相談センター)
				9	消費者と事業者との間に生じた商品やサービスに関する苦情などについて相談を受け付けます。	・消費生活相談の実施	-	有	・的確で迅速な相談窓口対応に努め、安心な消費生活の確保を図る。 ・出前講座や啓発、情報発信等を通じて、消費者被害の防止に努める。	・消費生活相談員3人 ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・多重債務相談：市民相談センターの弁護士、司法書士相談の中で実施	・消費生活相談員3人…242回(1,011件) ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・相談に適切に対応するよう、最新の情報を収集するとともに、出前講座等の啓発活動を通じ、消費者被害防止に取り組む、消費生活における不安解消が図られた。	-	有	・的確で迅速な相談窓口対応に努め、安心な消費生活の確保を図る。 ・出前講座や啓発、情報発信等を通じて、消費者被害の防止に努める。	消費生活センター (消費生活センター)
				10	外国人の社会参加を推進するため、日本語教室を開催します。	・日本語教室の開催	-	有	・外国人市民が日本語を効果的に習得できるような学習環境を確保するとともに、日本人市民との交流の場を提供する。	・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行う。 水曜(9:30～11:00) 木曜(17:30～19:00) 金曜(10:00～11:30) 土曜(10:00～11:30)	・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行った。 水曜(9:30～11:00) 木曜(17:30～19:00) 金曜(10:00～11:30) 土曜(10:00～11:30) 述べ受講者数:350人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・外国人市民に向けた当教室では、受講者のニーズやレベルに応じた学習内容とすることで、効果的な学習環境を提供し、日本語の習得に効果を上げることができた。 ・教室への参加を機に、外国人市民が上越国際交流協会の実施する講座や催し物に参加し、自国の文化を紹介するなど、日本人市民との交流を行うことができた。	-	有	・外国人市民が日本語を効果的に習得できるような学習環境を確保するとともに、日本人市民との交流の場を提供する。 ・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行う。 ・外国人市民の集住地区に出向き、講座を開催することで、受講しやすい環境を整えるとともに、地域との交流促進に繋げる。	共生まちづくり課
				11	ユニバーサルデザインに配慮した広報紙づくりに取り組みます。	・読みやすさに配慮したUDフォントを使用したページ作成	-	有	・年代を問わず多くの市民に読まれ、より内容が伝わりやすい広報紙を作成する。	・毎号の広報上越について、UDフォントの使用や配色、レイアウトなどの紙面デザインの工夫により、読みやすさ、伝わりやすさに配慮し作成する。	・毎号の広報上越について、UDフォントの使用や配色、レイアウトなどの紙面デザインの工夫により、読みやすさ、伝わりやすさに配慮し作成した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・特集記事については、まずは読んでみようと思ってもらえるような全体レイアウトを心がけ、そのうえで読みやすく、内容の理解を助けるようなフォント使い、配色、パーツレイアウトの工夫に取り組んだ。	-	有	・年代を問わず多くの市民に読まれ、より内容が伝わりやすい広報紙を作成する。	広報対話課
				12	広報媒体に外国語翻訳を付加し、外国人の市政に対する理解を深めます。	・市ホームページの翻訳機能(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体)、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語) ・市勢要覧の翻訳資料発行(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体))	拡充	有	・市の広報媒体に外国語翻訳を付加することにより、外国人による市政への理解を深める。 ・広報上越等の市政情報を多言語で配信し、外国人市民が必要な情報を見ることができる環境を整える。	・市ホームページのトップページに民間サービスの翻訳機能(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体)、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語)を引き続き配置するとともに、平成30年度に発行した改訂版の市勢要覧の翻訳資料を活用する。 ・視察や研修、交流事業などで当市へ外国人を迎えるときや、当市から海外へ出かける際に、当市を紹介するための資料として市勢要覧の翻訳資料を配布する。 ・多言語対応情報発信ツールを活用し、広報上越等の市政情報を多言語で配信する。	・市ホームページのトップページに民間サービスの翻訳機能(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体)、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語)を引き続き配置するとともに、平成30年度に発行した改訂版の市勢要覧の翻訳資料を活用する。 ・視察や研修、交流事業などで当市へ外国人を迎えるときや、当市から海外へ出かける際に、当市を紹介するための資料として市勢要覧の翻訳資料を配布する。 ・多言語対応情報発信ツールを活用し、広報上越等の市政情報を多言語で配信する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・市ホームページについては、令和3年3月上越国際交流協会などへも改善に向けた意見を求めるなどを行ったうえでリニューアルを行い、同時に自動翻訳の対応言語を増やしており、今後も継続して管理・運用していく。	-	有	・市の広報媒体に外国語翻訳を付加することにより、外国人による市政への理解を深める。 ・広報上越等の市政情報を多言語で配信し、外国人市民が必要な情報を見ることができる環境を整える。	共生まちづくり課

第4次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	令和3年度					令和4年度(案)							
基本方針	基本目標	施策の方向	方向性				予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載	取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課	
									計画	実績見込み									
2	誰もが個性の力を発揮できるような学べるまちづくり	(1)児童・生徒のニーズに応じた支援を推進するとともに、市民の生涯を通じた多様な学習・スポーツ機会の拡充を推進します。	①自立・共生を目指す学校教育環境の充実	13	特別な支援を必要とする児童生徒にきめ細かい教育を実施するとともに、就学の場や内容について支援、助言を行います。	・就学アドバイザーによる就学相談 ・巡回相談員による学校訪問 ・教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築	-	有	・就学アドバイザーによる就学相談を実施し、就学がスムーズにできるようにする。 ・巡回相談員による学校訪問により、特別な支援が必要な児童生徒の支援方策について共通理解し、学校体制を整備したり強化したりして、自校で対応できる学校を増やす。 ・教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を充実させ、安心して学校生活が送れるようにする。	・就学アドバイザーによる就学相談を実施し、保幼小のつなぎをスムーズにする。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で校内の特別支援教育体制の整備や強化を図る。 ・特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、校内の支援体制を充実させるため、教育補助員などを配置する。	・就学アドバイザーによる就学相談を実施し、保幼小のつなぎをスムーズにするような体制を整備した。 ・巡回相談員を33名配置し、要請のあった学校に巡回相談を行い、児童生徒への支援を検討しながら校内の支援体制の強化を図った。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築に関して、各学校への周知やケース会議での助言等を行った。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・就学アドバイザーによる就学相談を実施し、保幼小がスムーズにつながる体制を整備した。 ・巡回相談員を33名配置し、要請のあった学校に巡回相談を行った。ケース会議で児童生徒の実態や環境による要因分析と支援方策を共通理解するなど支援体制を強化した。 ・教育補助員を89名配置し、特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活へきめ細かい支援ができた。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築に関して、各学校の周知したりケース会議での助言等を行った。	-	有	・就学アドバイザーによる就学相談により、就学がスムーズにできるようにする。 ・巡回相談員による学校訪問により、特別な支援が必要な児童生徒の支援方策について共通理解し、学校体制を整え、自校で対応できる学校を増やす。 ・教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を充実させ、安心して学校生活が送れるようにする。	・就学アドバイザーによる就学相談を実施し、保幼小のつなぎをスムーズにする。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で校内の特別支援教育体制の構築を図る。 ・特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、校内の支援体制を充実させるため、教育補助員などを配置する。	学校教育課
				14	家庭の経済的負担を軽減するため、入園・保育や就学にかかる費用を補助します。	・幼稚園児：入園料・保育料の補助 ・児童生徒：学用品の購入費、給食費等の援助	-	有	・児童生徒：経済的な理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費の一部又は全部を援助することにより、経済的負担を軽減する。 ・幼稚園児：市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とすることで、保護者の経済的負担を軽減する。	・児童生徒：援助を必要としている保護者へ確実に援助できるよう、制度の周知を徹底する。 ○周知方法：全児童生徒に制度案内を年3回配布するほか、広報上越(4月号)及び市ホームページへの掲載を行う。 ・幼稚園児：国の制度に基づき、市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とした。 幼稚園児：31人、2,976千円/年の保育料免除	・児童生徒：援助を必要としている保護者へ確実に援助できるよう、制度の周知を行った。 ○周知方法：全児童生徒に制度案内を年3回配布するほか、広報上越(4月号)及び市ホームページへの掲載を行う。 ・幼稚園児：国の制度に基づき、市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とした。 幼稚園児：31人、2,976千円/年の保育料免除	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・制度の周知徹底により、経済的理由から就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等の援助を行い、経済的負担を軽減することができたものと考えた。 ・幼稚園児：国の制度に基づき、市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とすることで、保護者の経済的負担を軽減し、教育環境を整えた。	-	有	・児童生徒：経済的な理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費の一部又は全部を援助することにより、経済的負担を軽減する。 ・幼稚園児：市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とすることで、保護者の経済的負担を軽減する。 ・幼稚園児：国の制度に基づき、市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とする。	・児童生徒：援助を必要としている保護者へ確実に援助できるよう、制度の周知を徹底する。 ○周知方法：全児童生徒に制度案内を年3回配布するほか、広報上越、市ホームページへの掲載を行う。 ・幼稚園児：国の制度に基づき、市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とした。 幼稚園児：31人、2,976千円/年の保育料免除	学校教育課
				15	高校、大学進学者の家庭の経済的負担を軽減するため、奨学金の貸付を行います。	・奨学金の貸付	-	有	・経済的理由等により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知と奨学生の募集を行う。 ○周知及び募集回数：2回(予約募集、在学募集) ○募集方法：広報上越や市ホームページを活用するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。	・経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知及び奨学生の募集を行う。 ○周知及び募集回数：3回(予約募集、在学募集、在学募集) ○広報上越(3/1号、10/1号)及び市ホームページへ募集案内を掲載するとともに、市内の中学校、高校、大学等、合計112施設宛に募集要項を送付した。	・経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知及び奨学生の募集を行った。 ○周知及び募集回数：2回(予約募集、在学募集) ○募集方法：広報上越(3/1号、10/1号)及び市ホームページへ募集案内を掲載するとともに、市内の中学校、高校、大学等、合計112施設宛に募集要項を送付した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・制度の周知徹底を行うことで、経済的理由により修学が困難な学生への支援を行うことができたことと考える。 ・また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、在学募集の期間を令和4年3月末まで延長した。	-	有	・経済的理由等により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知と奨学生の募集を行う。 ○周知及び募集回数：2回(予約募集、在学募集) ○募集方法：広報上越や市ホームページを活用するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。	・経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知と奨学生の募集を行う。 ○周知及び募集回数：2回(予約募集、在学募集) ○募集方法：広報上越や市ホームページを活用するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。	学校教育課
				16	②市民の多様な学習・スポーツ機会の充実	自主的な学習活動の高まりや、まちづくり活動を支援するため、公民館において各種講座を開催します。	・5つの事業の柱である「学びのきっかけづくり」「未来を支える人づくり」「育ち合い、支え合う家庭環境づくり」「地域・現代課題に対応した地域づくり」「行動する人への支援」を踏まえた公民館事業の開催(各年齢期における公民館事業の開催)	-	有	・すべての地区公民館で、各年齢期における事業を開催することにより、生涯を通じて学べる機会の充実を図る。 該当事業：108事業	・すべての地区公民館で、学びのきっかけづくり、未来を支える人づくりに向けた事業を実施する。 該当事業：100事業	・すべての地区公民館で、学びのきっかけづくり、未来を支える人づくりに向けた事業を実施する。 該当事業：100事業	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各地区の状況に応じて事業の実施を見合わせる事が考えられるほか、天候不良、応募人数の不足など、予期できない理由により実施しない事業が出てくる可能性もある。 以上のことから、計画及び目標の80%以上の達成を見込んでいる。	-	有	・すべての地区公民館で、各年齢期における事業を開催することにより、生涯を通じて学べる機会の充実を図る。 該当事業：108事業	・すべての地区公民館で、学びのきっかけづくり、未来を支える人づくりに向けた事業を実施する。 該当事業：108事業
17	視覚に障害のある人など、活字による読書が困難な市民に対し読書環境の整備を図ります。	・録音図書(カセット、デジタール図書)や点字図書の複製と貸出 ・対面朗読サービス	・活字による読書が困難な方のために、録音図書や点字図書の専用資料を整備し提供することで、広く図書館サービスの利用促進を図る。 目標：録音図書や点字図書の年間貸出タイトル数560600タイトル。	-	有	・ボランティア団体と連携し、録音図書を年間50本程度新規制作することで、蔵書の充実を図る。 ・サービスについて広く周知し、貸出の増進を図る。	・ボランティア団体と協力し、新規資料を20点作成済みであり、蔵書の充実が図られている。 ・録音図書および点字図書の貸出数は目標を達成できる見込み。(7月末現在で、190タイトルの貸出)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	ボランティア団体の協力により、新規の資料作成は順調に進められている。また、それに伴い貸出も堅調にされており、今年度の目標を達成できる見込みである。	-	有	・活字による読書が困難な方のために、録音図書や点字図書の専用資料を整備し提供することで、広く図書館サービスの利用促進を図る。 目標：録音図書や点字図書の年間貸出タイトル数560タイトル。	・ボランティア団体と連携し、録音図書を年間50本程度新規制作することで、蔵書の充実を図る。 ・サービスについて広く周知し、貸出の増進を図る。	社会教育課(図書館)				
18	子どもから高齢者等、すべての人がライフステージに応じたスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ機会の充実を図るなど、スポーツ環境を整備します。	・市広報等への情報提供 ・総合型地域スポーツクラブ等への支援 ・各種講習会等へのスポーツ推進委員の派遣 ・障害者のスポーツ活動の場の確保及び活動支援	・スポーツ活動に参加できるよう、各種スポーツイベントを市広報等で情報提供を行う。 ・総合型地域スポーツクラブ等の活動が円滑に行われるよう支援を行う。 ・各種講習会等へスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ機会の充実を図る。 ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブを始めとした、様々な団体と連携を図り、幅広い年代層に障害者スポーツや生涯スポーツの理解醸成と普及促進を図る。	-	有	・市内で開催する各種載依頼される各スポーツ教室や、大会を市広報・ホームページで情報提供する。 ・総合型地域スポーツクラブのコロナ禍での活動を支援するための研修会を開催する。 ・地域のスポーツ活動を支援するため、スポーツ推進委員を派遣する。 ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員などが行う行事等への相互参加の働きかけ及び支援を行う。	・広報上越掲載件数：18件 ・総合型地域スポーツクラブ研修会：11月に開催予定 ・スポーツ推進委員の派遣回数：36回(延べ62人派遣) ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員などが行う行事等への相互参加の働きかけ及び支援 ⇒6月に三者会議を開催(共同事業について打合せを実施) ※実績は8月時点のもの	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	スポーツ活動に関する情報発信、機会の提供のほか、関係団体の支援について事業計画に基づき実施した。	-	有	・スポーツ活動に参加できるよう、各種スポーツイベントを市広報等で情報提供を行う。 ・総合型地域スポーツクラブ等の活動が円滑に行われるよう支援を行う。 ・各種講習会等へスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ機会の充実を図る。 ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員などが行う行事等への相互参加の働きかけ及び支援を行う。	・市内で開催する各種載依頼される各スポーツ教室や、大会を市広報・ホームページで情報提供する。 ・総合型地域スポーツクラブの活動を支援するための研修会を開催する。 ・地域のスポーツ活動を支援するため、スポーツ推進委員を派遣する。 ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員などが行う行事等への相互参加の働きかけ及び支援を行う。	スポーツ推進課 福祉課				

第4次人まち計画での位置付け			令和3年度										令和4年度(案)						
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載	取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課	
									計画	実績見込み									
3	誰もが働けるまちづくり	(1)誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせるよう、雇用機会の確保と職業能力の向上を図ります。	①雇用機会の創出	19	市内企業等への就労を支援し、雇用の安定につながる施策を推進します。	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催 ・雇用情報交換会における施策の検討 ・インターンシップの促進 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナーの開催	-	有	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催 ・就職ガイダンス等の開催 ・就労促進家賃補助金の交付 ・市内外の学校や市内事業所の訪問 ・インターンシップ登録事業所を増加する。 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナーを開催し、地元企業への定着を促す。	・大学等の市内企業の見学2回 ・就職ガイダンス等の開催 ・就労促進家賃補助金の交付 ・市内企業と連携し、高校生の企業見学会や企業による出張説明会の開催 ・新入社員研修、中堅社員研修の開催	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一部実施ができなかったが、高校生の企業見学や新入社員研修等の開催し、市内企業への定着が図られるよう努める予定としている。	-	有	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催及び就職促進家賃補助金を交付 ・市内企業と連携し、地元企業への定着を促す。 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナーを開催し、地元企業への定着を促す。	・大学等の市内企業の見学2回 ・就職ガイダンス等の開催 ・就労促進家賃補助金の交付 ・市内企業と連携し、地元企業への定着を促す。 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー(新入社員、中堅社員等を対象)を開催。	産業政策課	
				20	障害のある人の雇用環境を向上させるため、事業者への意識啓発や雇用促進につながる施策を推進します。	・関係機関と連携し障害者合同就職面接会等の開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置の実施	-	有	・関係機関と連携し障害者合同就職面接会を開催し、雇用促進を図る。 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施し、雇用促進と就労の安定を図る。 ・障害者の実雇用率(民間企業):2.3%以上	・障害者合同就職面接会を開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置の実施	・関係機関と連携し障害者合同就職説明会を開催し、雇用促進を図る。 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施し、雇用促進と就労の安定を図る。 ・障害者の実雇用率(民間企業):2.3%以上	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	関係機関と連携し就職説明会の開催や障害者多数雇用啓発チラシによる周知を図り、障害のある人の雇用環境の向上に努める予定としている。	-	有	・関係機関と連携し障害者合同就職面接会を開催し、雇用促進を図る。 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施し、雇用促進と就労の安定を図る。 ・障害者の実雇用率(民間企業):2.3%以上	・障害者合同就職面接会を開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施	産業政策課
				21	障害のある人の雇用の機会を創出するため、既存の業種にとらわれず多様な業種により、新たな分野の開拓に努めます。	・ハローワークや就業・生活支援センターとの連携を回り雇用の促進を図る。 ・農福連携障害者就労支援コーディネーター事業の実施	-	有	・就業・生活支援センター及び上越ワーキングネットワークと連携し、受託農作業や農業実習体験の新規受入、農家の開拓によって障害者の就労や就労意欲の向上につなげるとともに農業分野での就労機会の拡大を図る。	・上越ワーキングネットワークにおける農作業受託とマッチング、新規受入農家の開拓 ・農業者、福祉事業所、農業関係者を対象とした研修会の開催(R4年2月頃)	・上越ワーキングネットワークにおける農作業受託の拡大に向けた委託業務を発注し、農作業受託の窓口として、継続の農作業を受託するとともに新規の受入農家を開拓する。また、農業者・福祉事業所双方の意識や知識を高めるための研修会を実施する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	上越ワーキングネットワークにおける農作業等の受託により、福祉分野において安定した農作業の受注が実現できた。	-	有	・就業・生活支援センター及び上越ワーキングネットワークと連携し、受託農作業や農業実習体験の新規受入、農家の開拓によって障害者の就労や就労意欲の向上につなげるとともに農業分野での就労機会の拡大を図る。	・上越ワーキングネットワークにおける農作業受託の拡大に向けた委託業務を発注し、農作業受託の窓口として、継続の農作業を受託するとともに新規の受入農家を開拓する。 ・農業者・福祉事業所、農業関係者双方の意識や知識を高めるための研修会を実施する。	福祉課
				22	就職を希望する障害のある人が一般就労できるよう就労や雇用の相談、職場開拓や職場定着の支援を行います。	・就業・生活支援センターにおける相談支援 ・ジョブサポーターを設置しての就労支援	-	有	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、在宅で生活している障害のある人への訪問や実習等の支援、職場開拓、職場定着に向けた支援を実施する。 ・就労前の支援にあつては、在宅で生活している障害のある人から就労意欲を持ってもらうため、継続してきめ細かな連絡や訪問を行い、実習支援や就労につなげる。	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、①就労前支援(就労活動に係る意欲の増進等)②訓練支援(障害福祉事業所における訓練実施に係る調整等)③実習支援(企業等における実習実施に係る調整等)④定着支援(対象者の就労定着に向けた支援等)⑤職場開拓(就労先企業等の開拓)を実施する。	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、障害のある人の就労や職場定着に向けた相談・支援や就労先、実習先の開拓に資する取組を行った。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	障害のある人の意向を踏まえた就労や職場定着の支援を行うことで、適切な訓練、実習や、一般就労につなげることができた。	-	有	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、在宅で生活している障害のある人への訪問や実習等の支援、職場開拓、職場定着に向けた支援を実施する。 ・就労前の支援にあつては、在宅で生活している障害のある人から就労意欲を持ってもらうため、継続してきめ細かな連絡や訪問を行い、実習支援や就労につなげる。	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、①就労前支援(就労活動に係る意欲の増進等)②訓練支援(障害福祉事業所における訓練実施に係る調整等)③実習支援(企業等における実習実施に係る調整等)④定着支援(対象者の就労定着に向けた支援等)⑤職場開拓(就労先企業等の開拓)を実施する。	福祉課
				23	仕事と家庭生活の調和や女性の活躍推進を実現できる職場環境の改善を進める施策を推進します。	・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の実施 ・周知チラシの配布、企業訪問等での意識啓発	-	有	・ワーク・ライフ・バランス推進セミナーを開催するほか広報誌や市のホームページ及びパンフレット作成・配布、事業所訪問等で情報提供を行うことにより、事業者等に対する意識啓発に取り組み、職場環境の改善につなげる。	・ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への利子補給補助 ・HPへの掲載やチラシやパンフレットの配布、企業訪問等での意識啓発 ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーの開催	・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーを2回開催(R3.9、R3.11) ・HPへの掲載やチラシやパンフレットの配布 ・利子補給については、実績なしの見込み	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーの開催や新たにパンフレットを作成し、市HPへの掲載と関連団体と連携し、市内企業へ配布を行う予定としている。 ・上記取組を実施したが、利子補給に係る企業からの申請がない見込み。	-	有	・ワーク・ライフ・バランス推進セミナーを開催するほか広報誌や市のホームページ及びパンフレット作成・配布、事業所訪問等で情報提供を行うことにより、事業者等に対する意識啓発に取り組み、職場環境の改善につなげる。	・ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への利子補給補助 ・HPへの掲載やチラシやパンフレットの配布、企業訪問等での意識啓発 ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーの開催	産業政策課
				24	ひとり親家庭の就労支援を行います。	・母子・父子自立支援員による就労支援や資格取得のための費用などを助成	-	有	・安定した就労につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図る。	・母子・父子自立支援員による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金) ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布	・母子・父子自立支援員による就労支援を実施した 就労相談、履歴書の書き方、ハローワークへの付き添い等を実施した ・資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金) 【実績見込】 自立支援教育訓練給付金 12件 784千円 高等職業訓練促進給付金 4件 4,268千円 ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	ひとり親家庭への情報提供や相談を通じて、職業能力の向上や求職活動を支援することにより、生活の安定と経済的自立につながった。	-	有	・安定した就労につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図る。	・母子・父子自立支援員による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金) ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布	こども課
				25	障害者の就労機会の拡充を図るための施策を推進します。	・障害者資格取得支援補助金の交付	-	有	・障害者の就労機会の拡充を図る。 ・障害者の実雇用率(民間企業):2.3%以上	・関係機関と連携した障害者合同就職説明会を2回開催(R3.10、R4.2) ・障害者資格取得支援補助の実施	・関係機関と連携した障害者合同就職説明会を2回開催(R3.10、R4.2) ・障害者資格取得支援補助の実施	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	関係機関と連携し、障害のある人の合同説明会を開催するとともに、関係団体を通じて、障害者多数雇用制度や障害のある人の雇用に係る助成などを掲載したチラシを配布し周知に努める予定としている。	-	有	・障害者の就労機会の拡充を図る。 ・障害者の実雇用率(民間企業):2.3%以上	・障害者合同就職面接会の開催 ・障害者資格取得支援補助	産業政策課
				26	あらゆる場面で女性の能力が発揮できるよう支援を行います。	・スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供 ・女性向け人材育成講座の開催 ・女性の再就職の支援 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの提供	-	有	・男女共同参画推進センター講座、出前講座の開催や、関係団体が開催する各種研修会等の情報の提供、提供を通じて、市民へ意識の浸透を図る。 ・女性労働者の福祉の増進と地位の向上に資する事業の実施及び相談窓口の開設をすることにより、女性の再就職支援や労働に関する悩み事を相談できる環境を整える。	・センター講座及び出前講座において、女性の能力発揮支援に関する講座を各1回以上開催する。 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの提供、登録女性団体等への提供 ・雇用政策専門員による相談窓口の開設(月1回)	・男女共同参画推進センター講座及び出前講座等の開催や関係団体の情報提供等を通じて、市民へ意識の浸透を図る。 実施講座 12月開催予定「ワークライフバランス推進講座」(仮) ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーを開催 働く女性のライフステージと健康(R3.9) ハラメント防止セミナー(R3.11) ・雇用政策専門員による相談窓口を開設した。 ・関係機関と連携し、女性の再就職に係る支援を行った。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	男女共同参画推進センター講座において、女性の能力発揮支援に関する講座を実施し、市民へ意識の浸透を図ったことにより、女性が活躍できる社会づくりの取組を進めることができた。 ・女性特有の健康問題やハラメントの防止に係るセミナーの開催を通して、ワーク・ライフ・バランスの推進に努める予定としている。	-	有	・男女共同参画推進センター講座、出前講座の開催や、関係団体が開催する各種研修会等の情報の提供、提供を通じて、市民へ意識の浸透を図る。 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの提供、登録女性団体等への提供 ・雇用政策専門員による相談窓口の開設(月1回)	・センター講座及び出前講座において、女性の能力発揮支援に関する講座を各1回以上開催する。 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの提供、登録女性団体等への提供 ・雇用政策専門員による相談窓口の開設(月1回)	共生まちづくり課 (男女共同参画推進センター) 産業政策課

第4次人まち計画での位置付け				令和3年度										令和4年度(案)																
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	目標		具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載	取組の方向性	予算計上の有無	目標		計画 (具体的な取組内容)	担当課										
								計画	実績見込み	計画	実績見込み						計画	実績見込み												
																					計画	実績見込み	計画	実績見込み						
4	誰もが健康な生活を送るための健診の推進や保健指導の充実を図ります。	①健診・保健指導等の推進	27	安心して妊婦・出産を迎える支援をするともに、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、妊婦や乳幼児の健康診査や訪問指導などを行います。	・妊婦一般健康診査費公費負担 ・乳幼児健康診査 ・妊婦・産婦・新生児への訪問指導 ・低出生体重児等への訪問指導	-	有	・すべての妊婦が適切な時期に妊婦一般健康診査を受診するよう促す。 ・各乳幼児健康診査の平均受診率90.0%以上を維持する。 ・産婦及び新生児訪問を全数実施する。	・妊婦一般健康診査費公費負担(14回)を継続する。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行う。 ・妊産婦・新生児訪問、こんには赤ちゃん訪問および低体重児等への訪問指導を実施する。	・妊婦一般健康診査費公費負担(14回)を継続した。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行った。 ・妊産婦・新生児訪問、こんには赤ちゃん訪問および低体重児等への訪問指導を実施した。 訪問実施率(見込み):99.4%	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・妊婦一般健康診査費公費負担を継続し、適切な時期に受診するよう妊婦への周知を行い、受診につなげた。 ・乳幼児健康診査は、未受診者に対して電話や家庭訪問等による受診勧奨を行い、目標を達成する見込みである。 ・産婦・新生児訪問については、長期入院や長期里帰り等により訪問できない家庭以外は、助産師等による訪問を実施したことで目標をほぼ達成できる見込みである。	-	有	・すべての妊婦が適切な時期に妊婦一般健康診査を受診するよう促す。 ・各乳幼児健康診査の平均受診率90.0%以上を維持する。 ・産婦及び新生児訪問を全数実施する。	・妊婦一般健康診査費公費負担(14回)を継続する。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行う。 ・妊産婦・新生児訪問、こんには赤ちゃん訪問および低体重児等への訪問指導を実施する。	健康づくり推進課												
																			28	乳幼児や小学生などの感染症予防のため、予防接種を行います。	・各種予防接種の実施	・乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保する。	・乳幼児・小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診時での説明、電子母子手帳アプリのお知らせ機能により、引き続き接種勧奨に努める。	・乳幼児・小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知を実施した。また、出生届出時や乳幼児健診時での説明、電子母子手帳アプリのお知らせ機能を活用し、接種勧奨を行った。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・適時に受診勧奨通知を行ったり、ホームページ、市広報紙などを通して周知を図っている。	・乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保する。	・乳幼児・小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診時での説明、電子母子手帳アプリのお知らせ機能により、引き続き接種勧奨に努める。	健康づくり推進課
																			29	幼児期における歯質の向上を図るため、歯科健診や歯の衛生に関する相談、周知、啓発に取り組みます。	・歯科医師の診察、相談・ブラッシング指導 ・歯の衛生に関する周知、啓発 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)	・生活リズムを基盤とした体づくりと、咀嚼や嚥下等の口腔機能を獲得するための食生活の実践を推進する。 ・保護者による適切なブラッシングの実践 ・3歳児のむし歯有病率を10%以下で維持する。 ・5歳児のむし歯有病率を30%以下で維持する。	・歯科医師の診察、相談を実施。 ・ブラッシング指導を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)を実施した。 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)を実施した。 ・3歳児のむし歯有病率6.5% ・5歳児のむし歯有病率22.5%	・歯科医師の診察、相談を実施した。 ・イラストを用い、ブラッシング指導を実施した。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を実施した。 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)を実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・イラストを用いブラッシング指導を実施することで、保護者の適切なブラッシングの理解につなげた。 ・また、1歳児健診から3歳児健診まで半年ごとの歯科健診及び相談、歯科健康教育、フッ化物歯面塗布(希望者)を実施することで、3歳児、5歳児のむし歯有病率の目標を達成する見込みである。 ・歯と口の健康週間事業(お口の健康フェスタ)を実施し、歯の衛生に関する周知、啓発を行った。	・生活リズムを基盤とした体づくりと、咀嚼や嚥下等の口腔機能を獲得するための食生活の実践を推進する。 ・保護者による適切なブラッシングの実践 ・3歳児のむし歯有病率を10%以下で維持する。 ・5歳児のむし歯有病率を30%以下で維持する。	・歯科医師の診察、相談を実施。 ・ブラッシング指導を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)を実施した。	学校教育課
																			30	乳幼児の基礎的な食習慣や生活リズムの確立のための学習機会を設けます。	・生活習慣の確認 ・子どもの発育、発達についての講話、相談 ・バランス食の学習	・乳幼児期の生活習慣の確立のため、健康学習を実施する。(年100回以上)	・乳幼児健診、離乳食相談会、保育園における健康学習を実施する。	・離乳食相談会、保育園における健康学習を実施した。 実施回数(見込み)120回	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・離乳食相談会や保育園における生活習慣の確立のための健康学習を繰り返し実施していることで、保護者の理解につながった。 ・健康学習の開催については、新型コロナウイルス感染症に関する対策を講じた上で、目標回数を達成する見込みである。	・乳幼児期の生活習慣の確立のため、健康学習を実施する。(年100回以上)	・離乳食相談会、保育園における健康学習を実施する。	健康づくり推進課
																			31	障害のある人と付き添いの家族を対象とした、安全・安心に受診できる環境を整えた健康診査を実施します。	・予約制の健康診査を実施 ・送迎、介助、車いすによる対応	・障害のある人の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を年2回実施する。 受診者数見込120人。	・健康診査受診に当たり、送迎、介助、車いすによる対応を行った。 ・健康診査カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について広く周知を図った。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の方に対応した。 ・健康診査を年2回実施し、受診者見込み120人	・健康診査受診に当たり、送迎、介助、車いすによる対応を行った。 ・健康診査カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について広く周知を図った。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の方に対応した。 ・健康診査を年2回実施し、受診者見込み120人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害のある人の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査カレンダーや受診勧奨により健診の周知を実施し、健診受診者に対して送迎、介助、車いすによる対応による健康診査を2回行った。120人(見込み)の障害のある人の健診受診につなげた。	・障害のある人の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を年2回実施する。 受診者数見込120人。	・送迎、介助、車いすによる対応を行う。 ・健診カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について広く周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の方に対応する。	健康づくり推進課
																			32	後期高齢者の健康増進や重症化予防のために健康診査や各種がん検診を実施します。	・市が実施する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診等の各種健診は、70歳以上は無料。	・後期高齢者の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を実施する。 受診者数見込6,800人 ・がんの早期発見、早期治療に結びつけるため各種がん検診を実施する。 受診者数見込 胃がん7,600人、肺がん18,100人、大腸がん14,600人	・過去3年間に健(検)診を受けた人へ受診勧奨の個別通知、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促していく。 ・健康診査カレンダーで健診について周知を行うとともに過去3年間に健(検)診を受けた人へ個別通知での受診勧奨、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促した。 ・健康診査、各種がん検診の実施 ・健康診査の受診見込 6,300人 ・各種がん検診受診見込 胃がん7,600人、肺がん18,100人、大腸がん14,600人	・健康診査カレンダーで健診について周知を行うとともに過去3年間に健(検)診を受けた人へ個別通知での受診勧奨、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促した。 ・健康診査、各種がん検診の実施 ・健康診査の受診見込 6,300人 ・各種がん検診受診見込 胃がん7,600人、肺がん18,100人、大腸がん14,600人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・後期高齢者の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査カレンダーでの健診について周知を行い、過去3年間に健(検)診を受けた人に対し個別通知を実施し健康診査や各種がん検診の受診を促し、目標受診者数の達成(見込み)につなげた。	・後期高齢者の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を実施する。 受診者数見込6,800人 ・がんの早期発見、早期治療に結びつけるため各種がん検診を実施する。 受診者数見込 胃がん7,600人、肺がん18,100人、大腸がん14,600人	健康づくり推進課	
																			33	平日夜間や休日などにおける急患者に対して、応急的な診療を行います。	・年間を通じて休日・夜間診療所の開設	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供する。(診療所開設日数:365日)	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供している。(診療所開設日数:365日)	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供している。(診療所開設日数:365日)	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供	地域医療推進室
																			34	中山間地やへき地における地域住民の健康を保持し、安心して生活することができるよう、診療所を開設・運営します。	・各診療所の開設 常設診療所7施設 出張診療所1施設	・各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。 (診療所開設数:8施設)	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・診療所8施設を開設し、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援している。	・各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。 (診療所開設数:8施設)	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援	地域医療推進室
																			35	市街地の医療機関への通院支援を行うことにより、医療不安の軽減を図ります。	・中ノ俣地区における通院支援車の定期運行 ・吉川区川谷地区における地域バスの定期運行	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を継続して運行している。 (運行日数:中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金)	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を継続して運行している。(運行日数:中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金)	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行している。 (運行日数:中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金)	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行	地域医療推進室

第4次入まち計画での位置付け				令和3年度										令和4年度(案)				
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載	取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課
									計画	実績見込み								
(3)誰もが健やかに安心して暮らせるよう各種支援を推進します。	①高齢者福祉の推進	①高齢者福祉の推進	36	要介護高齢者などへ積極的に訪問し、生活情報を収集するとともに、地域包括支援センター職員の研修会開催について情報を発信します。	・訪問による実態把握と情報発信 ・地域包括支援センター職員の研修会開催	-	有	・訪問による高齢者の生活実態把握を行い、高齢者支援等についての情報提供を行うとともに、地域の高齢者の実態と地域に存在する隠れた問題やニーズを把握し、必要に応じて支援につなげる。 ・地域包括支援センター職員の研修会を開催し、職員の資質向上とセンターの機能強化を図る。	・一人暮らしの高齢者等を訪問し、実態把握や情報発信、情報収集を行う。 ・地域包括支援センター職員の研修会を5回開催する。	・一人暮らしの高齢者等を訪問し、実態把握や情報発信、情報収集を行った。 ・地域包括支援センター職員を対象に成年後見制度や虐待、認知症、医療連携に関する研修会を5回開催した。	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・訪問による実態把握を通して、支援が必要な人を発見するとともに、地域の状況把握を行なった。 ・研修会などへの参加により、訪問を行うセンター職員の資質向上を図った。	-	有	・訪問による実態把握訪問を行い、高齢者支援等についての情報提供を行うとともに、地域の高齢者の実態と地域に存在する隠れた問題やニーズを把握し、必要に応じて支援につなげる。 ・地域包括支援センター職員の研修会を開催し、職員の資質向上とセンターの機能強化を図る。	・一人暮らしの高齢者等を訪問し、実態把握や情報発信、情報収集を行う。 ・地域包括支援センター職員の研修会開催する。	すこやかなくらし包括支援センター
			37	介護保険事業計画に基づく介護保険サービスの拡充を図り、必要な保険給付を行います。	・介護保険サービスの拡充 ・必要な介護保険給付	-	有	・第8期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を行う。	・必要な介護保険サービスの給付 ・介護保険サービスの利用実績を分析し、第8期介護保険事業計画の検証を行う。	・第8期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を行っている。	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・第8期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を行った。	-	有	・第8期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を行う。	・必要な介護保険サービスの給付 ・介護保険サービスの利用実績を分析し、第8期介護保険事業計画の検証を行う。	高齢者支援課
			38	すこやかサロンを始めとした地域支え合い事業を実施し、高齢者の閉じこもりを予防するとともに介護予防を推進します。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防 ・社会交流による閉じこもりの予防 ・身体機能評価の実施	-	有	・28の地域自治区において、地域支え合い事業を実施し、生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の取組を実施する。 ・住民組織化が図られていない地域自治区において、住民組織化に向けた関係者との協議を継続して実施する。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防教室の実施1,344回 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等の実施 2,056回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施(4地域自治区)	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防教室の実施1,075回 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等の実施 1,644回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施(4地域自治区)	B: 計画をほぼ実施(80%以上)	B: 目標をほぼ達成(80%以上)	・生活習慣病予防や口腔ケア等による介護予防教室は、ほぼ計画どおり実施した。 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等は、ほぼ計画どおり実施した。 ・身体機能評価はほぼ計画通りに実施した。 ・住民組織化が図られていない4つの地域自治区で住民組織化に向けた協議を実施したが、住民組織化を図ることができなかった。	-	有	・28の地域自治区において、地域支え合い事業を実施し、生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の取組を実施する。 ・住民組織化が図られていない地域自治区において、住民組織化に向けた関係者との協議を継続して実施する。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防教室の実施1,344回 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等の実施 2,056回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施(4地域自治区)	高齢者支援課
			39	一人暮らし高齢者などの安定した食の確保と定期的な安否確認のために配食サービスを実施し、高齢者が自立した生活を送ることができるように支援します。	・高齢者に配食サービスの提供	-	有	・ケアマネジャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供する。	・引き続き、事業の周知を図り、必要な人に適切にサービスを提供する。	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・アセスメントの実施により、利用者への提供回数や提供する食事の内容などを把握し、一人一人の実情にあったサービス提供ができた。	-	有	・ケアマネジャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供する。	・引き続き、事業の周知を図り、必要な人に適切にサービスを提供する。	高齢者支援課	
			40	高齢者にシニアパスポートを交付し、外出のきっかけに役立ててもらい、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・34施設で高齢者の施設使用料(利用料金)の減免を実施する。	-	有	・高齢者に外出するきっかけを提供し、家族や仲間との交流を深めることで健康維持及び生きがいのある充実した生活を送る手助けとする。	・シニアパスポート対象施設利用時に、半額相当を減免することで、高齢者に外出するきっかけを提供する。(施設には市から減免補てん金を交付) ・シニアパスポートの制度や適切な利用について周知を行う。	・シニアパスポート対象施設利用時に、半額相当を減免することで、高齢者に外出するきっかけを提供した。(施設には市から減免補てん金を交付…129,028件分30,658千円を見込む) ・シニアパスポートの制度や適切な利用について周知した。	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・高齢者に温浴施設等の利用を通じて外出を促すことにより、閉じこもりを予防するとともに、家族や仲間との交流を深め、健康を維持し、生きがいのある充実した生活を送る手助けとなった。	-	有	・高齢者に外出するきっかけを提供し、家族や仲間との交流を深めることで健康維持及び生きがいのある充実した生活を送る手助けとする。	・シニアパスポート対象施設利用時に、半額相当を減免することで、高齢者に外出するきっかけを提供する。(施設には市から減免補てん金を交付) ・シニアパスポートの制度や適切な利用について周知を行う。	高齢者支援課
			41	スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいづくり・健康づくりと出番の創出を図ります。	・スポーツ大会や作品展等の開催	-	有	・スポーツや趣味活動などを通じ、高齢者同士の交流や市民との交流を深め、高齢者の健康増進と生きがいづくりに寄与する。 ・シニアスポーツ大会 13地区で実施 3,281人 ・シニア作品展 出展 396点、来場者 1,738人 ・シニアゲートボール大会等 6地区で開催 549人	・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに参加を促す。 ・大会等の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行う。 ・シニア作品展 ・シニアゲートボール大会 ・シニアスポーツ大会 13地区で実施 3,000人 ・シニア作品展 出展 400点、来場者 1,800人 ・シニアゲートボール大会等 6地区で開催 550人	・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに参加を促す。 ・シニア作品展やシニアゲートボール大会の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行った。 ・シニア作品展 出展 372点、来場者 1,436人 ・シニアゲートボール大会 4地区で開催 295人 ・新型コロナウイルス感染予防のため中止 ・シニアスポーツ大会	C: 計画どおり実施できなかった	C: 目標を達成できなかった	・新型コロナウイルスの影響により、シニアスポーツ大会は中止を余儀なくされたが、感染防止対策を徹底した上開催した。シニア作品展やシニアゲートボール大会を通じて、高齢者同士の交流や世代間の交流を促進し、高齢者の生きがいと健康づくりにつなげることができた。	-	有	・スポーツや趣味活動を通じ、高齢者同士の交流や市民との交流を深め、高齢者の健康増進と生きがいづくりに寄与する。 ・シニアスポーツ大会 13地区で実施 3,000人 ・シニア作品展 出展 400点、来場者 1,800人 ・シニアゲートボール大会等 6地区で開催 550人	・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに参加を促す。 ・大会等の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行う。	高齢者支援課
			42	活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施します。	・シルバー人材センターへの補助金の交付	-	有	・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進する。 上越市シルバー人材センター補助金 金額 17,801千円	・活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施する。 上越市シルバー人材センター補助金 金額 17,801千円	・活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施した。 上越市シルバー人材センター補助金 金額 17,801千円	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターへ補助金を行うことにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進できた。	-	有	・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターへ補助金を行うことにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進する。 上越市シルバー人材センター補助金 金額 17,801千円	・活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施する。 上越市シルバー人材センター補助金 金額 17,801千円	高齢者支援課
			43	会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会に補助金を交付し、活動を支援します。	・老人クラブへの補助金の交付	-	有	・会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援する。また、各連合会を統括する上越市老人クラブ連合会連絡協議会の活動を支援し、連合会同士の連携を推進する。	・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。 ・単位老人クラブへの補助金 老人クラブ連合会加入クラブ 交付額 15,009千円 老人クラブ連合会未加入団体 交付額 802千円 ・老人クラブ連合会への補助金 交付額 6,245千円(活動費) 交付額 200千円(事務費)	・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。 ・単位老人クラブへの補助金 老人クラブ連合会加入クラブ 交付額 15,009千円 老人クラブ連合会未加入団体 交付額 802千円 ・老人クラブ連合会への補助金 交付額 6,245千円(活動費) 交付額 200千円(事務費)	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・老人クラブ連合会に加入しているクラブ、老人クラブ連合会に加入していない団体、及び老人クラブ連合会の事業費等の一部を助成し、高齢者の健康保持増進活動、交流交友活動及び地域福祉活動を活性化するとともに、高齢者の生きがいと健康づくりにつなげることができた。	-	有	・会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援する。また、各連合会を統括する上越市老人クラブ連合会連絡協議会の活動を支援し、連合会同士の連携を推進する。	・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。 ・単位老人クラブへの補助金 老人クラブ連合会加入クラブ 交付額 15,009千円 老人クラブ連合会未加入団体 交付額 802千円 ・老人クラブ連合会への補助金 交付額 6,245千円(活動費) 交付額 200千円(事務費)	高齢者支援課

第4次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	令和3年度				令和4年度(案)									
基本方針	基本目標	施策の方向	方向性				予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載	取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課		
									計画	実績見込み									目標	計画
					44	高齢者の生きがいの充実を図るため、創作活動の発表の場や世代を超えた交流の場を提供します。	・シニアセンターにおける常設ギャラリーの展示、談話室の提供	-	有	・シニアセンター(本町ふれあい館及び直江津ふれあい館)を設置することにより、高齢者の創作活動の発表の場及び世代を超えた交流の場を提供し、高齢者の生きがいの充実を図る。 入館者数 ・本町ふれあい館 8,146人 ・直江津ふれあい館 2,300人	・毎月の広報上越で作品展示及び作品展示の募集について周知を行う。 ・公民館等で活動している団体など新規利用団体による展示が増えるよう、周知を図る。	毎月の広報上越及び市HPでの作品展示及び作品募集を行い、広く周知した。 入館者数 ・本町ふれあい館 10,206人 ・直江津ふれあい館 3,170人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	シニアセンターにおける作品展示や談話室の提供を通じ、高齢者の創作活動や世代を超えた交流が促進され、生きがいづくりや社会参加を促すことができた。	見直し	有	・シニアセンター(本町ふれあい館及び直江津ふれあい館)を設置することにより、高齢者の創作活動の発表の場及び世代を超えた交流の場を提供し、高齢者の生きがいの充実を図る。 入館者数 ・直江津ふれあい館 3,100人 ※本町ふれあい館はR3年度で廃止	・本町ふれあい館は福祉交流プラザへ機能移転し、令和4年4月から運用を開始する。 ・また、直江津ふれあい館はR5年度から市民いこいの家へ移転する予定であることから、スムーズな移転に向け準備を進める。 ・双方の移転にかかり利用者への十分な説明を行う。また、引き続き広報上越や市HPによる周知を徹底する。	高齢者支援課
					45	高齢者に関連した行政情報をラジオにより的確にわかりやすく発信します。	・FM放送による、交通事故やクマ出没、特殊詐欺への注意喚起などのタイムリーな情報提供	-	有	・コミュニティFM放送を通じて、市からのお知らせや交通事故防止に係る注意喚起等を市民へタイムリーに分かりやすく伝える。	・地域に密着したコミュニティFM放送と緊急情報の発信を安定的に継続して行うため、令和3年4月1日付で上越ケーブルビジョン株式会社へ事業譲渡を行う。 ・同社への業務委託により、市政情報の発信を行う。 ・コミュニティFM放送を通じて、緊急情報の発信を行う。	・地域に密着したコミュニティFM放送と緊急情報の発信を安定的に継続して行うため、令和3年4月1日付で上越ケーブルビジョン株式会社へ事業譲渡を行った。 ・同社への業務委託により、市政情報の発信を行った。 ・コミュニティFM放送を通じて、緊急情報の発信を行うことができる環境を維持した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・行政情報番組「広報Jステーション」等において、時期を造ることなく、市からののお知らせ、市民の安全・安心につながる情報、各区の市民による自身の活動紹介や交通事故防止に係る注意喚起等を発信することにより、市民へのタイムリーな情報提供を行うことができた。 ・コミュニティFM放送の事業譲渡により、行政情報と災害時における緊急情報を安定的に継続して放送できる環境を維持した。	-	有	・コミュニティFM放送を通じて、市からののお知らせや交通事故防止に係る注意喚起等を市民へタイムリーに分かりやすく伝える。 ・市民の安全・安心につながる情報、各区の市民による自身の活動紹介や交通事故防止に係る注意喚起等を発信することにより、市民へのタイムリーな情報提供を行うことができた。 ・コミュニティFM放送の事業譲渡により、行政情報と災害時における緊急情報を安定的に継続して放送できる環境を維持した。	広報対話課	
		②障害者福祉の推進			46	障害のある人の生活を地域全体で支えるため、上越市自立支援協議会を開催し、関係者の連携強化を図り、住み慣れた地域で暮らすことができるまちづくりを進めます。	・地域の障害者福祉に関する全体協議会、専門部会等の各種会議の開催	-	有	・上越市自立支援協議会の開催を通じて、地域の障害者福祉に関する課題解決に向けた議論を進め、市の施策に反映する。 【上越市自立支援協議会の開催】 ・全体会議(年3回) ・専門部会	・専門部会ごとに地域における課題をテーマとした検討を進めた上で、全体会議等で更に議論を深め施策に反映する。	・各専門部会での協議結果を全体会議で協議し、来年度実施分について施策に反映した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	専門部会において、重点項目について優先順位をつけながら協議を深めることで、施策に結びつけることができた。	-	有	・上越市自立支援協議会の開催を通じて、地域の障害者福祉に関する課題解決に向けた議論を進め、市の施策に反映する。 【上越市自立支援協議会の開催】 ・全体会議(年3回) ・専門部会(令和3年度からの継続協議)	・引き続き令和3年度のテーマを基本として、専門部会ごとに検討を進めた上で、全体会議等で更に議論を深め施策に反映する。	福祉課
					47	障害福祉サービスの拡充を図り、障害のある人が自立した地域生活ができることできるよう支援します。	・障害福祉サービスの給付を行い、障害のある人の生活支援を行う。	-	有	・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図る。 ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、福祉サービスを必要とする人への適切な支援を実施する。	・福祉課窓口での相談や、関係機関(相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関等)と連携し、障害のある人に対し、必要な福祉サービスの利用につなげていく。	・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、福祉サービスの利用につなげた。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・福祉サービスを必要とする人へ適切に障害福祉サービスを給付することにより、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図ることができた。	-	有	・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図る。 ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、福祉サービスを必要とする人への適切な支援を実施する。	・福祉課窓口での相談や、関係機関(相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関等)と連携し、障害のある人に対し、必要な福祉サービスの利用につなげていく。	福祉課
					48	心身に障害のある人の経済的負担を軽減するため、医療費の支給や助成を行います。	・重度心身障害者に対する医療費の助成及び自立支援医療費の支給 ・各種手当の支給 ・心身障害者扶養共済制度掛金及び精神障害者入院医療費の助成	-	有	・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減する。	医療費の助成や手当を給付する。 ・重度心身障害者医療費助成 5,033人 447,853千円 ・自立支援医療費(更生医療) 447人、101,198千円 ・自立支援医療費(育成医療) 165人、7,259千円 ・精神障害者入院医療費助成 精神保健福祉手帳又は療育手帳所持者で、精神科病棟に入院している人に対し、入院に係る医療費の一部を助成する。助成額:5,000円/月 ・特別障害者手当 329人、109,783千円 ・障害児福祉手当 105人、17,812千円 ・在宅介護手当 260人、15,980千円 ・在宅介助手当 52人、870千円 ・心身障害者扶養共済制度掛金助成 34人、1,320千円	医療費の助成や手当を給付。 ・重度心身障害者医療費助成 5,033人 447,853千円 ・自立支援医療費(更生医療) 447人、101,198千円 ・自立支援医療費(育成医療) 165人、7,259千円 ・精神障害者入院医療費助成 延べ2,040人、10,200千円 ・特別障害者手当 329人、109,783千円 ・障害児福祉手当 105人、17,812千円 ・在宅介護手当 260人、15,980千円 ・在宅介助手当 52人、870千円 ・心身障害者扶養共済制度掛金助成 34人、1,320千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減できた。	-	有	・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減する。	医療費の助成や手当を給付する。	福祉課
					49	心身に障害を有する児童及び保育において配慮が必要と認められる児童に対して保育を実施します。	・特別な配慮が必要と認められる児童の保育	-	有	・集団保育が可能な障害のある子どもに対して、保育を提供する。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れる。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れた。 実利用者見込み 272人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	集団保育が可能な障害のある子どもに対して、適切に保育サービスを提供できた。	-	有	・集団保育が可能な障害のある子どもに対して、保育を提供する。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れる。	保育課
					50	発達等に不安を抱える保護者からの相談を受け、必要な療育サービスを提供して、子どもがすこやかに育つことができるよう支援します。	・子どもの発達及び発育に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す療育を実施 ・保護者の疾病等により子どもを預かる障害児一時保育を実施	-	有	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故防止を徹底しながら、安全安心な一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育支援を実施する。 ・事故やけがのない一時保育を実施する。	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育支援を実施した。 ・事故やけがのない一時保育を実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・研修等を通して、職員の実力の向上を図りながら、子どもの発達に関する相談や発達を促す療育支援を実施した。	-	有	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故防止を徹底しながら、安全安心な一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育支援を実施する。 ・事故やけがのない一時保育を実施する。	すこやかな暮らし包括支援センター(こども発達支援センター)
					51	障害のある人の日常生活における便宜を図るため、日常生活用具の給付などを行います。	・日常生活用具の給付 ・補装具の購入費や修理費の支給	-	有	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善する。	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給する。	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給した。 ・補装具431件43,451千円 ・日常生活用具4,802件46,799千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善できた。	-	有	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善する。	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給する。	福祉課
					52	障害者手帳をお持ちの方などの公共施設の利用料を減免し、外出のきっかけにしていこうほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・障害者手帳等所持者や介助者等の公共施設の利用料等の軽減を実施	-	無	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を軽減することにより、外出や交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援する。	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等の軽減を実施。 【公共施設の利用料減免】 要綱に規定されている公共施設を障害者手帳所持者及び介助者が利用した際に、利用料金の50%を減免。	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等の軽減を図った。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を軽減することにより、外出や交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援した。	-	有	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を軽減することにより、外出や交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援する。 【公共施設の利用料減免】 要綱に規定されている公共施設を障害者手帳所持者及び介助者等が利用した際に、利用料金の50%を減免。	福祉課	

第4次入まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	令和3年度				令和4年度(案)				担当課				
基本方針	基本目標	施策の方向				方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載		取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画(具体的な取組内容)
									計画	実績見込み								
			53	障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用料金等の助成や福祉バスの運行などにより外出時の移動を支援します。	・タクシー利用料金等の助成 ・リフト付福祉バス・乗用車の運行 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営を確保 ・自動車の改造費用、免許取得費用の助成	-	有	・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援する(適切な運送の実施の確保と関係者の合意形成)。 ・タクシー利用券、燃料券の交付や燃料費の助成、自動車改造費等の助成により経済的負担の軽減・社会参加の促進を図る。	・障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用券、自動車改造費等の助成や福祉バスを運行する。 【タクシー利用料金等助成】 ・タクシー利用券の交付…1人あたり24,000円 ・燃料券の交付…1人あたり19,000円 ・燃料費助成…1人あたり19,000円 【運転免許取得費の助成】 助成額・免許取得費用の2/3(10万円限度) 【自動車改造費の助成(本人運転)】 助成額・10万円限度 【介護者用自動車改造費の助成】 助成額・改造費用(60万円)を超える場合は60万円)以下記区分による割合を乗じて得た額 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 2/3 その他の世帯 1/2 【福祉バス運行業務】(車両2台) ふれあい号(大型バス) フレンド号(小型バス) ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営の支援のため、運営協議会を実施する。	【福祉有償運送】 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営の支援のため、運営協議会を実施した(R4年2月頃) 【タクシー利用料金等助成】 ・タクシー利用券の交付…2,062人、36,077千円 ・燃料券の交付…2,720人、49,251千円 ・燃料費助成…837人、14,980千円 【運転免許取得費の助成】 2件、200千円 【自動車改造費の助成(本人運転)】 6件、600千円 【介護者用自動車改造費の助成】 10件、2,100千円 【福祉バス運行業務】(車両2台) ・ふれあい号(大型バス) 198日、1721時間 ・フレンド号(小型バス) 153日、1364時間	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援した。	-	有	・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援する(適切な運送の実施の確保と関係者の合意形成)。 ・タクシー利用券、燃料券の交付や燃料費の助成、自動車改造費等の助成により経済的負担の軽減・社会参加の促進を図る。	【福祉有償運送】 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営の支援のため、運営協議会を実施する。 【タクシー利用料金等助成】 ・タクシー利用券の交付…1人あたり24,000円 ・燃料券の交付…1人あたり19,000円 ・燃料費助成…1人あたり19,000円 【運転免許取得費の助成】 助成額・免許取得費用の2/3(10万円限度) 【自動車改造費の助成(本人運転)】 助成額・10万円限度 【介護者用自動車改造費の助成】 助成額・改造費用(60万円)を超える場合は60万円)以下記区分による割合を乗じて得た額 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 2/3 その他の世帯 1/2 【福祉バス運行業務】(車両2台) ふれあい号(大型バス) フレンド号(小型バス)	福祉課
			54	手話通訳者の派遣や手話奉仕員の養成を通じて、聴覚に障害のある人の社会参加を促進します。	・手話通訳者の派遣及び手話奉仕員の養成	-	有	・手話通訳者等を派遣し、聴覚に障害のある人の社会参加を促進する。 ・手話通訳者の早期育成を図る。 ・派遣可能な有資格者が不足しているため、継続的に養成講座を開催する。	・手話通訳者等の派遣により、聴覚に障害のある人のコミュニケーションのスムーズ化を図る。 ・派遣可能な有資格者が不足しているため、継続的に養成講座を開催と手話への理解が進むよう周知活動を実施。 また、手話通訳者養成講座のテキスト代を補助し受講者の確保に努めた。手話通訳養成講座(入門編)受講人数10人 ※入門編ほか手話体験講座や手話ステップアップ講座も実施予定。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・手話通訳者等の派遣依頼に対し、ほぼ対応でき、コミュニケーションもスムーズに行えた。 ・手話通訳者資格取得に向けて講座を実施している。	-	有	・手話通訳者等を派遣し、聴覚に障害のある人の社会参加を促進する。 ・手話通訳者の早期育成を図る。 ・手話通訳者資格取得に向けて講座を実施している。	・手話通訳者等の派遣により、聴覚に障害のある人のコミュニケーションのスムーズ化を図る。 ・派遣可能な有資格者が不足しているため、継続的に養成講座を開催する。	福祉課	
			55	市ホームページの読み上げ機能を活用し、視覚に障害のある人が利用しやすい環境を整えます。	・アクセシビリティ方針に基づく、新規および更新ページのチェック	-	有	・最新情報や緊急時の情報を誰もが迅速かつ的確に入手することができるようホームページの内容を掲載・更新時に点検するとともに、古い情報が掲載されたままにならないよう、適切に管理・運用する。	各担当課が掲載するページの内容を掲載前に確認し、必要な修正や古い記事の削除を指示した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	各担当課が掲載するページの内容を掲載前に確認し、必要な修正や古い記事の削除を指示し、適切に管理・運用できた。	-	有	・最新情報や緊急時の情報を誰もが迅速かつ的確に入手することができるようホームページの内容を掲載・更新時に点検するとともに、古い情報が掲載されたままにならないよう、適切に管理・運用する。	各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示する。すでに終了している行事など古い情報を見つけた時には随時修正、削除を指示する。	広報対話課	
			56	市の広報紙の内容をCDに録音し、視覚に障害のある人に提供します。	・CDによる情報提供	-	有	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容を提供する。	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容をCDに録音し市政情報を提供した。(36人)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容をCDに録音し市政情報を提供できた。	-	有	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容を提供する。	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容をCDに録音し市政情報を提供する。	福祉課	
		③子育て・療育支援の充実	57	保育ニーズに応じて児童の保育を実施します。	・0・1歳児、障害児の保育受入 ・午後7時までの延長保育を実施 ・一時預かりを実施 ・24時間保育・休日保育の実施 ・病児・病後児保育事業の実施	-	有	・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供する。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。	・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応し、0・1歳児保育、子育て支援1歳児保育、障害児保育、一時預かり保育、午後7時までの延長保育、休日保育を実施する。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供できた。	-	有	・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供する。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。	・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応し、0・1歳児保育、子育て支援1歳児保育、障害児保育、一時預かり保育、午後7時までの延長保育、休日保育を実施する。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。	保育課	
			58	(再掲 No.50) 発達等に不安を抱える保護者からの相談を受け、必要な療育サービスを提供して、子どもがすこやかに育つことができるよう支援します。	・子どもの発達及び育児に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す療育を実施 ・保護者の疾病等により子どもを預かる障害児一時保育を実施	-	有	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故やけがのない一時保育を実施する。	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育支援を実施する。 ・事故やけがのない一時保育を実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・研修等を通して、職員のスキルの向上を図りながら、子どもの発達に関する相談や発達を促す療育支援を実施した。	-	有	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故防止を徹底しながら、安全安心な一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育支援を実施する。 ・事故やけがのない一時保育を実施する。	すこやかならし包括支援センター(こども発達支援センター)	

第4次人まち計画での位置付け				令和3年度										令和4年度(案)				
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載	取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課
									計画	実績見込み								
5	共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちづくり	(1)ボランティア参加、地域活動、市民活動への支援を推進するとともに、ボランティアを必要とする人の利用促進を図ります。	①ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり	59	共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します。	・NPO・ボランティアセンターの運営	-	有	・NPO・ボランティアセンターを拠点とし、市民活動のサポートやボランティアコーディネートに取り組みほか、市民活動に役立つ情報のメール配信を継続して実施し、市民主体のまちづくりへの意識向上を図る。	・NPO・ボランティアセンターを拠点に市民活動に関する相談、ボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネートを行うほか、市民活動の場を提供する。 ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアー参加者(約360団体・個人)に対して配信する。	・NPO・ボランティアセンターを拠点に市民活動に関する相談、ボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネートを行うほか、市民活動の場を提供した。成立件数:15件(R3.7現在)。 ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアー参加者(約360団体・個人)に対して配信した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・NPO・ボランティアセンターを拠点とし、市民活動のサポートやボランティアコーディネートに取り組みほか、市民活動に役立つ情報のメール配信を継続して実施し、市民主体のまちづくりへの意識向上を図る。	・NPO・ボランティアセンターを拠点に市民活動に関する相談、ボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネートを行うほか、市民活動の場を提供する。 ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアー参加者(約360団体・個人)に対して配信する。	共生まちづくり課
				60	地域コミュニティが抱える課題を解決するための支援を行います。	・地域コミュニティ活動サポート事業 ・地域コミュニティが抱える課題などの相談	-	有	・住民組織や町内会へ地域コミュニティ活動サポート事業の周知を行うとともに、希望する団体へアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 (新規実施団体 1団体の実施)	・住民組織や町内会等へ地域づくりアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 新規実施団体:1団体(大学南町内会、11月実施予定)	・住民組織や町内会等へ地域づくりアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決に向けた話し合いの実施や、具体的な域活動に結び付くことが見込まれる。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・住民組織や町内会へ地域コミュニティ活動サポート事業の周知を行うとともに、希望する団体へアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 (新規実施団体 1団体、フォローアップ団体 1団体の実施)	・住民組織や町内会等へ地域づくりアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 新規実施団体:1団体(令和3年度に実施した大学南町内会が、フォローアップ団体 1団体の実施)	共生まちづくり課
				61	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	・ファミリーサポートセンターの運営	拡充	有	・仕事と育児の両立を支援するため、提供会員を確保するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、子育て世帯の育児負担の軽減等のニーズに応える。	・依頼会員からのニーズに対応できるよう経済的負担の軽減を図るほか、提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。 ・各種団体等を対象とした説明会(随時開催) ・提供会員養成講座(年4回開催) ・フォローアップ講習会等(年4回開催) ・対象児童の年齢を18歳までに引き上げ、子育て世帯の育児負担の軽減等のニーズに応える。	・提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を実施した。 ・対象児童の年齢を12歳から18歳まで引き上げ、子育て世帯の育児負担の軽減等のニーズに応える。 【実績見込】 各種団体等を対象とした説明会(〇回) 提供会員養成講座(4回) フォローアップ講習会等(4回開催)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・仕事と育児の両立を支援するため、提供会員を確保するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、子育て世帯の育児負担の軽減等のニーズに応える。	・依頼会員からのニーズに対応できるよう経済的負担の軽減を図るほか、提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。 ・各種団体等を対象とした説明会(随時開催) ・提供会員養成講座(年4回開催) ・フォローアップ講習会等(年4回開催)	こども課
				62	地域における支え合い体制の構築のため、住民主体における生活支援サービスの提供を行います。	・新総合事業の訪問型サービスB(有償ボランティアによる家事支援)を実施し、担い手となる有償ボランティアを養成します。	-	有	・有償ボランティア養成講座を6回開催し、有償ボランティア増員を図る。 ・担い手フォローアップ研修を2回開催し、既に活動している有償ボランティアのフォローアップを図る。 ・有償ボランティア養成講座登録者数80人	・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図る。 ・担い手フォローアップ講座を開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録動員を通じた担い手確保を図る。 ・有償ボランティア養成講座登録者数36人	・有償ボランティア養成講座を6回開催し、担い手の確保を図ることができた。 ・担い手フォローアップ講座を2回開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録動員を通じた担い手確保を図ることができた。 ・有償ボランティア養成講座登録者数は、目標を下回る見込みであることから、引き続き講座受講者が増えるよう周知に取り組む必要がある。	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	-	有	・有償ボランティア養成講座を6回開催し、担い手の確保を図る。 ・担い手フォローアップ研修を2回開催し、既に活動している有償ボランティアのフォローアップを図る。	・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図る。 ・担い手フォローアップ講座を開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録動員を通じた担い手確保を図る。	高齢者支援課
				63	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域における見守りの体制を構築します。	・高齢者見守り支援ネットワーク事業	-	有	・高齢者の異変の早期発見に向けて、地域の実情に合わせた日常的な見守り活動を促進する。	・地域に向き、見守り活動が必要となっている背景や見守り活動のポイントの説明を通じた働きかけ等を行い、地域の実情に合わせた日常的な見守り活動の促進につなげる。 ・高齢者見守り協力事業所や地域包括支援センターと連携し、高齢者の見守りを行い、必要な支援につなげた。	・高齢者全体を地域で見守る活動を推進するため、各地域で開催されている地域ケア会議などで効果的な見守りの実施を呼びかけた。 ・高齢者見守り協力事業所や地域包括支援センターと連携し、高齢者の見守りを行い、必要な支援につなげた。	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	-	有	・高齢者の異変の早期発見に向けて、地域の実情に合わせた日常的な見守り活動を促進する。	・地域に向き、見守り活動が必要となっている背景や見守り活動のポイントの説明を通じた働きかけ等を行い、地域の実情に合わせた日常的な見守り活動の促進につなげる。	高齢者支援課
				64	同上	・認知症サポーター養成講座	-	有	・小中学校や町内会、事業所等において、認知症を正しく理解し、認知症の人を見守るための認知症サポーター養成講座を100回開催し、1,500人のサポーターを養成する。	・小中学校や町内会、事業所等において、認知症サポーター養成講座を実施する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響から目標人数には達しなかったが、町内会や事業所のほか、市内の小中学校、高齢者サロンなどにおいて講座を開催し、認知症サポーターを養成した。	・新型コロナウイルス感染症の影響から目標人数には達しなかったが、市民や事業所のほか、市内の小中学校、高齢者サロンなどにおいて講座を開催し、認知症サポーターの養成を行った。	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	-	有	・小中学校や町内会、事業所等において、認知症を正しく理解し、認知症の人を見守るための認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターを養成する。	・認知症サポーター養成講座を子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象に開催する。	すこやかならし包括支援センター
				65	高齢者相互の支援やボランティア活動の普及を推進します。	・シニアサポートセンター事業 ・ボランティア助成制度「美助っ人さん」	見直し	有	・シニアサポートセンターの登録者によるボランティア活動を推進する。	・シニアサポートセンターについて、現存の登録者によるボランティア活動を継続する。	・シニアサポートセンターについて、現存の登録者によるボランティア活動を継続した。 ・登録者数 11人 ・事務事業評価に基づき、ボランティア助成制度は令和2年度をもって廃止した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・シニアサポートセンターの登録者によるボランティア活動を推進できた。	・シニアサポートセンターについて、現存の登録者によるボランティア活動を継続する。	高齢者支援課

第4次人まち計画での位置付け				令和3年度										令和4年度(案)						
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載	取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課		
									計画	実績見込み										
6	誰もが災害や犯罪などに備え、安全・安心に暮らせるまちづくり	①防災に関する情報提供や避難時に必要な施策、自助・共助による防災体制の整備を推進します。	①防災対策や避難支援体制の充実	66	市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故などの情報を市民へ知らせることにより、市民がそれらの事態に迅速に対処できるようにします。	・安全メールによる情報発信	-	有	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報を適時的確に発信する。 ・各種広報媒体や高齢者世帯訪問等で登録を呼び掛ける。 ・安全メールの登録件数を17,500人にする。	・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を迅速かつ確実に配信する。 ・各種広報媒体や高齢者世帯訪問等で登録を呼び掛ける。 ・SNS(Facebook及びTwitter)による配信を行う。	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報を適時的確に発信する。 ・安全メールの登録件数を17,500人になる見込み。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・警察と連携し、迅速かつ確実な情報を配信し、注意喚起や被害防止を図った。 ・SNSを活用した情報発信により、情報手段の多角化につながった。 ・登録者数増に向け上越市への転入者や高齢者世帯に周知チラシを配布するなどした。	-	有	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報を適時的確に発信する。 ・各種広報媒体や高齢者世帯訪問等で登録を呼び掛ける。 ・啓発チラシを配布する対象を拡大し、新規登録者を増やす。 ・SNS(Facebook及びTwitter)による配信を行い、情報発信の多角化を目指す。	市民安全課		
				67	災害の予防及び災害発生時に的確に対応するため、総合的かつ体系的な防災体制の整備を進めます。	・ハザードマップの作成・配布 ・防災行政無線等の整備、運用 ・防災気象情報の提供	拡充	有	・洪水ハザードマップ 県が新たに公表する、想定最大規模の浸水想定区域図に基づき、避難場所の見直しを行い、洪水ハザードマップを更新し全戸配布する。 ・防災行政無線等 防災行政無線システム等の保守点検を行い、常に使用できる状態を維持する。また、中郷区、板倉区及び清里区の防災行政無線更新工事を引き続き行う。 ・防災情報リンク集 新たに必要と思われる情報先として外部リンクの追加や、リンク先ページの更新によるアドレス変更等の対応を定期的実施する。 ・各種ハザードマップを多言語で配信し、外国人市民の防災知識の普及啓発を図る。	・洪水ハザードマップ 県が新たに公表する、想定最大規模の浸水想定区域図に基づき、避難場所の見直しを行い、洪水ハザードマップを更新し全戸配布する。 ・防災行政無線等 防災行政無線システム等の保守点検を行い、常に使用できる状態を維持している。また、中郷区及び板倉区の防災行政無線更新工において、戸別受信機の設置工事を進めている。清里区は令和2年度に屋外拡声子局及び戸別受信機の整備が完了した。 ・防災情報リンク集 新たに必要と思われる情報先として外部リンクの追加や、リンク先ページの更新によるアドレス変更等の対応を定期的実施する。 ・各種ハザードマップの多言語化 更新した洪水ハザードマップ及び防災ガイドブックを多言語翻訳アプリにより配信した。	・洪水ハザードマップ 更新作業が完了し、広報上越9月号とともに、全戸に配布した。 ・防災行政無線等 防災行政無線システム等の保守点検を行い、常に使用できる状態を維持している。また、中郷区及び板倉区及び清里区において、概ね計画どおり工事を進めた。 ・防災情報リンク集 リンク先の更新によるアドレス変更等の対応を定期的実施している。 ・各種ハザードマップの多言語化 更新した洪水ハザードマップ及び防災ガイドブックを多言語翻訳アプリにより配信した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・洪水ハザードマップ 更新作業が完了し、広報上越9月号とともに、全戸に配布した。 ・防災行政無線等 防災行政無線システム等の保守点検を行い、常に使用できる状態を維持した。更新工事については、中郷区、板倉区及び清里区において、概ね計画どおり工事を進めた。 ・防災情報リンク集 リンク集を通じ、市民の適切な避難行動を支援する。 ・各種ハザードマップの多言語化 多言語アプリにおける各種ハザードマップの情報を最新に保つ。	-	有	・ハザードマップ 土砂災害ハザードマップの更新及び、配布を行う。 ・防災行政無線等 防災行政無線システム等の保守点検を行い、常に使用できる状態を維持する。 ・防災情報リンク集 リンク集を通じ、市民の適切な避難行動を支援する。 ・各種ハザードマップの多言語化 多言語アプリにおける各種ハザードマップの情報を最新に保つ。	危機管理課 共生まちづくり課		
				68	要配慮者に配慮した災害対応計画や避難体制の整備を進めます。	・要配慮者に配慮した災害対応計画及び避難体制を整備する。	-	有	・国・県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、当市においても検討を行い、必要に応じて市地域防災計画の見直しを行う。	・県計画の変更に合わせて修正を行う。	・事務事業評価に基づき、ボランティア助成制度は令和2年度をもって廃止した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・国・県の上位計画や法令等で避難動向・避難指示の一本化や新型コロナウイルス感染症に対応した避難体制の整備等について、市地域防災計画へ反映し、災害に備えた。	-	有	・国・県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、当市においても検討を行い、必要に応じて市地域防災計画の見直しを行う。	市民安全課		
				69	要配慮者の的確な把握と緊急時の迅速な対応に向けた仕組みの充実を図ります。	・要配慮者名簿の充実 ・個別避難計画策定の支援	-	無	・町内会(自主防災組織)における個別避難計画の作成率を99%以上とする。	・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 ・個別避難計画が作成できていない町内会へ外出き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。	・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備(整備率:99.0%)するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築した。 ・個別避難計画が未策定となっている町内会へ外出き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・個別避難計画が未策定となっている町内会へ外出き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行い、個別避難計画の作成率向上(99.0%)を図り、災害時の避難支援体制の構築を促進した。	-	無	・町内会(自主防災組織)における個別避難計画の作成率を100%とする。 ・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 ・個別避難計画が作成できていない町内会へ外出き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。	高齢者支援課		
				70	災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行います。	・避難行動要支援者名簿作成 ・ヘルプカード・安全メールの活用	-	有	・災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行う。	・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人への個別避難計画を作成する。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用にヘルプカードを作成、配布する。	・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人への個別避難計画を作成した。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用にヘルプカードを作成、配布した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画の作成により、災害弱者となる人への個別避難計画を作成した。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人の災害時の支援に備えた。	-	有	・災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行う。	福祉課		
				71	②自主防災活動の推進	災害時に「自助・共助」の力を相互に発揮でき、被害が最小限となるよう自主防災活動を支援します。	・防災アドバイザーの派遣 ・防災士(防災リーダー)の養成	-	有	・防災士(防災リーダー)の養成やハザードマップの活用方法に関する研修会を実施するなど、自主防災組織等の防災活動が活性化するように支援する。	・防災士養成講座の実施 ・市内の指定避難所において、避難所運営訓練を実施(28か所) ・活動停滞組織に対し、防災アドバイザーと共に訪問指導を実施 ・ハザードマップ活用研修の実施	・防災士養成講座を開催した ・避難所運営訓練を28か所で行った。 ・活動停滞組織に対し、防災アドバイザーを派遣し、訪問指導を実施した ・ハザードマップ活用研修を13地区で実施した	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・地域で防災活動の中心的な役割を担う防災士を養成し、地域防災力の向上を図った。 ・災害時に避難者自ら避難所の初動対応ができるよう避難所運営関係者による図上訓練を実施し、理解を深めた。 ・活動停滞組織に対し、防災アドバイザーを派遣し、活動促進に努めた。 ・ハザードマップ活用研修を実施し、災害時の正しい避難行動に繋げるための取り組みを地域の防災活動に反映した。	-	有	・防災士(防災リーダー)の養成やハザードマップの活用方法に関する研修会を実施するなど、自主防災組織等の防災活動が活性化するように支援する。 ・活動停滞組織に対し、防災アドバイザーと共に訪問指導を実施 ・ハザードマップ活用研修の実施	市民安全課	
				72	②防犯に関する情報提供や注意喚起、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	①防犯対策の充実	「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、的確な防犯情報の提供、広報啓発活動を推進します。	・防犯意識の向上に向けた広報啓発 ・防犯座談会の開催 ・防犯情報の提供	-	有	・一人ひとりの防犯意識の向上に向け、情報提供や啓発活動を実施する。 ・依頼に応じ防犯教室や出前講座等を実施する。 ・地域安全支援員等による高齢者世帯訪問を6,500世帯以上で実施する。	・地域での防犯意識の向上のため、高齢者を対象に開催する防犯座談会や、すこやかサロンにおいて、特殊詐欺の犯罪手口や効果的な対策などを周知する。 ・警察、各団体と連携し、年金支給日にあわせて、商業施設において特殊詐欺防止チラシを配布し注意喚起する。 ・地域安全支援員等による高齢者世帯訪問を13地区で実施した。	・コロナ禍の影響により、老人会等からの防犯座談会の依頼がないことから、高齢者世帯訪問に重点をおき啓発を実施した。 ・警察、各団体と連携し、年金支給日に、商業施設において特殊詐欺防止チラシを配布し、注意喚起した。 ・高齢者に広く注意喚起するため、高齢者宅を訪問する際に啓発チラシを持参し、注意点を伝えた	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・コロナ禍により、昨年同様高齢者を対象とした防犯関係の講師派遣依頼が少ないことから、高齢者世帯訪問に重点をおき取り組むことで高齢者へ啓発することができた。 ・高齢者世帯訪問数は6,500世帯以上になる見込みである。	-	有	・一人ひとりの防犯意識の向上に向け、情報提供や啓発活動を実施する。 ・依頼に応じ防犯教室や出前講座等を実施する。 ・地域安全支援員、安全教育指導員等による高齢者世帯訪問を6,500世帯以上で実施する。 ・警察、各団体と連携し、年金支給日にあわせて、商業施設において特殊詐欺防止チラシを配布し注意喚起する。 ・地域安全支援員、安全教育指導員等による高齢者世帯訪問を13地区で実施する。	市民安全課

第4次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	令和3年度				令和4年度(案)				担当課				
基本方針	基本目標	施策の方向				方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載		取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)
									計画	実績見込み								
				73	地域の連帯感を強め、互いが助け合う地域社会が形成されるよう支援します。	・自主防犯活動の推進 ・人材の育成	-	有	・地域の防犯活動に多くの市民から参加してもらうため、地域ぐるみの防犯活動の重要性を周知する。 ・防犯の日、防犯週間期間中の活動参加を895団体、36,250人とする。 ・110ばん協力車の登録台数を5,850台にする。 ・地域安全支援員の指導力の向上を図る。	・地域一体となった見守り活動の重要性を周知するため、全町内会、全小・中学校などに防犯週間への参加を呼びかけるほか、FMラジオを通じて市民の防犯意識の向上を図る。 ・110ばん協力車によるながらハトロールに参加してもらうため、各広報媒体や防犯講話等を通じ制度を広く周知し、参加者の拡充を図る。 ・地域安全支援員を対象とした研修会を実施する。	・防犯の日、防犯週間の期間中はコロナ禍の影響もあり、各団体が人数を大幅に縮小し、実施したた参加団体数・参加者数は897団体、20,000人前後となる見込み。 ・事業所等に110ばん協力車の登録を呼び掛け、新規の参加者の拡充を図る見込み。 ・地域安全支援員を対象とした研修会を実施した。	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・日常的に市内を巡回することにより、犯罪の抑止及び防犯意識の向上につなげることができている。 ・防犯の日、防犯週間期間中の活動参加を900団体、37,000人とする。 ・110ばん協力車の登録台数を5,900台にする。 ・地域安全支援員の指導力の向上を図る。			・地域一体となった見守り活動の重要性を周知するため広報媒体を通じて防犯活動を啓発強化を図る。 ・110ばん協力車によるながらハトロールに参加してもらうため、各広報媒体や高齢者世帯訪問等を通じ制度を広く周知し、参加者の拡充を図る。 ・地域安全支援員を対象とした研修会を実施する。	市民安全課
				74	ハードとソフト両面から、犯罪の起こりにくい総合的な環境づくりを推進します。	・犯罪の防止に配慮した基盤整備 ・住宅等の防犯対策の啓発 ・児童等の安全確保のための取組の推進	-	無	・全ての保育園・幼稚園、小学校において、防犯教育が行われている状態にする。 ・小・中学校を対象とした通学路の安全点検に参加し、対策を講じることで安全安心が確保されている状態にする。	・保育園・幼稚園、小学校で防犯教室を実施する。 ・小・中学校を対象とした通学路の安全点検に参加し、対応を検討する。 ・地域安全支援員、安全教育指導員が保育園や小学校等に出向き、年代に応じた内容で防犯教室を実施した。 ・派遣要請のなかった保育園等に対しては、実施内容について調査し、防犯教育が行われていることを確認した。 ・通学路点検において、要望のあった学校へ出向き、合同点検を実施。関係機関と共に、学校側の要望内容を確認し、対応を協議した(4小学校5か所)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・防犯教室では、参加・体験型の内容を盛り込むなど、年齢に応じた内容となるよう工夫し、いざという時の対応方法を身につけた。	-	無	・全ての保育園・幼稚園、小学校において、防犯教育が行われている状態にする。 ・小・中学校を対象とした通学路の安全点検に参加し、対策を講じることで安全安心が確保されている状態にする。	・保育園・幼稚園、小学校で防犯教室を実施する。 ・小・中学校における対象とした通学路の安全点検に参加し、対応を検討する。	市民安全課
		(3)冬期間の安全な通行空間の確保と除雪に必要な施策を推進します。	①除雪対策の充実	75	要援護世帯を支援するため、雪害による安否確認や除雪支援の必要性などを情報収集します。	・雪害による安否確認や除雪支援の必要性等の情報収集	-	有	・支援が必要な世帯への確に助成を行い、要援護世帯の冬期間における雪害事故を防止し、生活の安全確保を図る。	・民生委員へ対象者要件等の周知を徹底し、支援が必要な世帯を的確に把握し、必要となる助成を行う見込み。 ・決定世帯数見込6,900世帯	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・民生委員に対する対象者要件等の周知を徹底することで、支援が必要な世帯を的確に把握し、必要となる助成を行い、要援護世帯の冬期間における生活の安全を確保することができている見込み。	-	有	全市域において負担額を調査した結果をもとに実情に合った助成額を設定し、区域の均衡を図る。	除雪費用の負担額に地域による差が少ないことから「多雪区域」と「その他区域」の区域分けを徹底し、一律65,600円とする。	高齢者支援課
				76	要援護世帯に対し、住居の屋根及び玄関前の除雪費用の一部を助成します。	・除雪費の一部助成	-	有	・要援護世帯の除排雪費用の実態把握や近年の降雪状況などの分析・検証を行う。	・全市域において助成限度額を超えて個人負担で支払った除雪費用等を分析・検証を行う。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・除雪費用のバラツキや、除雪費用が限度額を超えた世帯の住所などの実態を把握し、助成限度額の見直しを検討し、助成限度額の適正化を図る見込み。	-	-	全市域において負担額を調査した結果をもとに実情に合った助成額を設定し、区域の均衡を図る。	除雪費用の負担額に地域による差が少ないことから「多雪区域」と「その他区域」の区域分けを徹底し、一律65,600円とする。	高齢者支援課
				77	通学路を対象とした、きめ細やかな除雪を実施し、冬期間における通学児童の安全確保を図ります。	・小・中学校の通学路を対象とした歩道除雪の推進 ・歩道が未整備の通学路においては、車道を拡幅し、歩行者空間の確保に努める	-	有	・小・中学校の通学路を対象とした歩道除雪の実施により、冬期間の通学児童の安全確保を図る。 ・歩道が未整備の通学路においては、車道を拡幅し、歩行者空間を確保する。	・通学路の変更や追加があった場合は、歩道除雪が可能か除雪事業者と現地確認を行い、実施が可能と判断した路線は、R3年度の冬期道路交通確保除雪計画に登録し、除雪を行う。 ・通学路の変更や追加があった場合は、歩道除雪が可能か除雪事業者と現地確認を行い、実施が可能と判断した路線は、R3年度の冬期道路交通確保除雪計画に登録し、除雪を行う。 ・歩道が未整備の通学路においては、道路除雪により車道を拡幅し、歩行者空間を確保する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・小・中学校の通学路を対象とした歩道除雪の実施により、冬期間の通学児童の安全確保を図ることができた。	-	有	・小・中学校の通学路を対象とした歩道除雪の実施により、冬期間の通学児童の安全確保を図る。 ・歩道が未整備の通学路においては、車道を拡幅し、歩行者空間を確保する。	・通学路の変更や追加があった場合は、歩道除雪が可能か除雪事業者と現地確認を行い、実施が可能と判断した路線は、R4年度の冬期道路交通確保除雪計画に登録し、除雪を行う。	道路課 (雪対策室)
				78	中山間地域の冬期間における地域住民の安全で安心な生活環境を確保します。	・集落内の主要生活道路の除雪、高齢者世帯等の除雪支援及び公共施設等の除雪を集落に委託	-	有	・引き続き76地区10集落に対して支援集落内の主要生活道路の除雪等の業務を委託する。 ・地域のニーズの聞き取りや支援の在り方について引き続き検討を行っていく。	・76地区10集落へ支援集落内の主要生活道路の除雪等の業務を委託する。 ・地域のニーズの聞き取りや支援の在り方について引き続き検討を行っていく。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・6地区10集落へ集落内の主要生活道路の除雪等の業務を委託することで、地域住民の安全で安心な生活環境を確保することができた。	-	有	・引き続き6地区10集落に対して集落内の主要生活道路の除雪等の業務を委託するほか、集落の実態とニーズに基づいた新たな支援の在り方について検討を進めるほか、現在支援している集落と同様の環境にある集落への支援方法等について検討する。	・6地区10集落へ集落内の主要生活道路の除雪等の業務を委託する。 ・地域のニーズの聞き取りや支援の在り方について引き続き検討を行っていく。	自治・地域振興課
				79	中山間地域の集落において除雪等要支援者の除雪等を支援するため、ボランティア活動として除雪等を行う人を派遣する住民組織等に対し、補助金を交付します。	・住民組織等の除雪等ボランティア活動支援	-	有	・中山間地域の各区において制度の活用を働きかけ、除雪や除雪等の支援を要する世帯に対し、近隣地域または市内で支援する支え合い体制の維持を目指す。	・受入組織が事業実施地域における要支援者を把握するとともに、派遣団体と調整を行い、要支援者宅へボランティア派遣する。 ・地域支え合い体制づくり事業補助金2地区×5万円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・ボランティア活動として除雪等を行う人を派遣する住民組織等2団体に対し、地域支え合い体制づくり事業補助金を交付し、支え合い体制を維持することができた。	-	有	・中山間地域の各区において制度の活用を働きかけ、除雪や除雪等の支援を要する世帯に対し、近隣地域または市内で支援する支え合い体制の維持を目指す。 ・受入組織が事業実施地域における要支援者を把握するとともに、派遣団体と調整を行い、要支援者宅へボランティア派遣する。 ・地域支え合い体制づくり事業補助金2地区×5万円	自治・地域振興課	

第4次人まち計画での位置付け			令和3年度										令和4年度(案)						
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載	取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課	
									計画	実績見込み									
7	誰もが安全かつ快適に暮らすまちづくり	(1)誰もが安全かつ快適に利用できるよう施設整備を推進します。	①公共施設におけるユニバーサルデザインの推進	80	市の施設を誰もが安全・安心で快適に利用できるようにするため、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく整備を推進します。	・公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく市の施設整備(学校施設、公民館、体育施設、観光施設等) ・わかりやすい誘導・案内看板等の設置	-	無	・市の施設の新設、増設、改修にあたり、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を行い、指針に基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を100%を目指す。 ※構造上やむを得ない場合等を除く。	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確認し、指針適合に結びつける。 ・事前協議の適合率は100%とする。	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確認し、指針適合に結びつける。 ・各課の修繕見込みから、内容を確認し、指針適合に結びつけた。 ・事前協議の適合率は構造上やむを得ない事情を除き、100%であった。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・予算要求時や実施前の事前協議を確実にし、適合率100%とすることができた。	-	無	・市の施設の新設、増設、改修にあたり、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確認し、指針適合に結びつける。 ・各課の修繕見込みから、内容を確認し、指針適合に結びつける。 ・事前協議の適合率は100%とする。 ※構造上やむを得ない場合等を除く。	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確認し、指針適合に結びつける。 ・事前協議の適合率は100%とする。	共生まちづくり課
				81	民間の公共施設が誰もが使いやすい施設となるよう、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき協議や指導、助言を行います。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく民間施設(病院、社会福祉施設、商業施設等)の整備に係る協議・指導・助言の実施	-	無	・民間の公共施設について、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言を実施し、マニュアルに基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を55%(県の目標値)以上とする。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を徹底する。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を徹底した。 適合率見込:45%	A:計画どおりすべて実施(100%)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議・指導・助言を実施し、目標の適合率をほぼ達成できる見込みである。	-	無	・民間の公共施設について、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言を実施し、マニュアルに基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を55%(県の目標値)以上とする。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を徹底する。	共生まちづくり課
				82	在宅で生活する高齢者の自立を推進するため、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	-	有	・高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる助成内容となるよう必要に応じ助言を行う。	・改修工事の実施前、必要に応じて現地を訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行う。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行う。 ・訪問は6件/月×12=72件/年(介護保険の住宅改修を含む件数)を目標とする。	・改修工事実施前、実施後の訪問件数:60件	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・福祉住環境コーディネーターの資格を有する住宅改修適正化推進員が、必要に応じて現地を訪問し、高齢者の身体状況に応じた自立支援、転倒予防及び家族の介護負担軽減等に繋がる助言、指導を行った。	-	有	・高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる助成内容となるよう必要に応じ助言を行う。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行う。 ・訪問は6件/月×12=72件/年(介護保険の住宅改修を含む件数)を目標とする。	・改修工事の実施前、必要に応じて現地を訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行う。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行う。	高齢者支援課
				83	障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送られるよう、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	-	有	・障害のある人が住環境を整備し、自立した生活を営めるよう、手帳交付時の説明により引き続き周知の徹底を図る。また、必要以上に申請者を待たせることがないよう、手続きを速やかに行う。	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助する。	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助した。(5人)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・手帳交付時に周知を図り、障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助できた。	-	有	・障害のある人が住環境を整備し、自立した生活を営めるよう、手帳交付時の説明により引き続き周知の徹底を図る。また、必要以上に申請者を待たせることがないよう、手続きを速やかに行う。	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助する。	福祉課
				84	空き家等の適切な管理及び活用促進を図ることにより、市民一人ひとりが安全安心に暮らすことができる生活環境を確保します。	・所有者等による空き家等の適切な管理の促進	-	有	・安全安心な生活環境の確保に向け、空き家等の所有者等に対し適切な維持管理を促進する。	・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 助言・指導通知 3回 適正管理依頼 1回+随時	・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 助言・指導通知 3回 適正管理依頼 1回+随時	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・空き家対策に関する啓発のほか、所有者等に対して空き家等の適切な管理に向けた助言・指導の通知や適正管理の依頼を行い、危険な空き家が除却されるなど、安全安心な生活環境の確保に向けた取組を行い、空き家を要因とした事故の発生は現時点で無い。	-	有	・安全安心な生活環境の確保に向け、空き家等の所有者等に対し適切な維持管理を促進する。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 助言・指導通知 3回 適正管理依頼 1回+随時	・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 助言・指導通知 3回 適正管理依頼 1回+随時	建築住宅課
85	雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要費用を補助する。	・補助金の交付	-	有	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要費用を補助する。 ・補助率:1/2 補助限度額:500千円	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要費用を補助する。 ・雁木のある地域、特に地域指定を受けている地域に対し制度の周知を行い、補助金利用の促進を図ることで、雁木の保存と活用を推進していく。	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要費用を補助した。 補助申請件数:7件・補助金額:2,250千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・申請のあった工事に補助金を交付し、市民による雁木の整備を推進した。 ・今後も雁木のある地域に対し制度の周知を行い、補助金利用の促進を図ることで、雁木の保存と活用を推進していく。	-	有	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要費用を補助する。 ・補助率:1/2 補助限度額:550千円	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要費用を補助する。 ・雁木のある地域、特に地域指定を受けている地域に対し制度の周知を行い、補助金利用の促進を図ることで、雁木の保存と活用を推進していく。	文化振興課				

第4次入まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	令和3年度					令和4年度(案)			担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向						目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価 ・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載	取組の方向性	予算計上の有無		目標	計画 (具体的な取組内容)	
									計画	実績見込み									
8	誰もが安全かつ快適に生活交通を利用し、社会参加ができるまちを目指します。	①誰もが安全かつ快適に移動できるよう歩道・道路整備を推進します。	①安全・安心な歩道・道路の整備	86	誰もが安全に安心して移動できる歩道や道路を整備します。	・歩道・道路整備の推進	-	有	・道路整備計画に基づき、歩道及び道路整備を実施する。	【歩道築造】 L=1.1km(6路線) 【道路築造】 L=0.6km(10路線)	【歩道築造】 L=1.1km(6路線) 【道路築造】 L=0.6km(11路線)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・道路整備計画に基づき、歩道及び道路整備を実施した。	-	有	・道路整備計画に基づき、歩道及び道路整備を実施する。	【歩道築造】 L=1.1km(6路線) 【道路築造】 L=0.1km(8路線)	道路課
				87	歩行者などの交通の安全確保や街頭犯罪の未然防止を図るため、集落間通学路に防犯灯を整備します。	・防犯灯整備	-	有	・集落間の通学路において、必要な箇所に防犯灯が設置されている状態にする。	・集落間の通学路において、必要な箇所に防犯灯を設置する。 ・市が管理する防犯灯の適正な維持管理	【必要な箇所に設置されている状態とした】 ・市が管理する防犯灯が不点灯となった際は、速やかに修繕するなど適正に維持管理した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・上越市道路照明灯・防犯灯設置要綱に基づき設置し、安全を確保した。	-	有	・集落間の通学路において、必要な箇所に防犯灯が設置されている状態にする。	・新設予算計上箇所への防犯灯の設置 ・市が管理する防犯灯の適正な維持管理	市民安全課
				88	交通事故の発生を防止するため、カーブミラーを維持管理・整備します。	・カーブミラーの整備	-	有	・必要な箇所にカーブミラーが設置されている状態にする。	・必要な箇所にカーブミラーを設置する。 ・市が管理するカーブミラーの適正管理	・カーブミラーの設置指針に基づき、必要な箇所に設置した。 ・市が管理するカーブミラーを適正に維持管理を行った。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	設置指針に基づきカーブミラーを設置することで安全を確保した。	-	有	・必要な箇所にカーブミラーが設置されている状態にする。	・必要な箇所にカーブミラーを設置する。 ・市が管理するカーブミラーの適正管理	市民安全課
		②誰もが安全かつ快適に移動できるよう地域公共交通の向上を推進します。	①地域公共交通の利便性の向上と安全・安心な運行	89	地域の実情にあった公共交通の再編を行い、地域公共交通を維持・確保します。	・利便性、持続可能性に配慮した路線バスの再編	-	有	・第2次総合公共交通計画に基づき、路線バスの再編を行う。	・第2次総合公共交通計画に基づき、路線再編の詳細の検討、地域住民、関係団体、事業者との協議、関係機関との調整等を行い、年度計画に沿って再編を実施する。 ・令和2年度に再編を実施した、バス路線の評価・検証を行い、市の財政負担の削減効果や、評価結果について、地域住民と情報を共有し、継続的に見直しを行う。	・令和2年度中及び令和3年度当初に再編を実施するバス路線について、地区公共交通懇話会、住民説明会などの場で、ダイヤやルート、運行形態等の詳細を説明し、年度計画に沿って再編を進めた。 ・観光需要を目的とした、実証運行について、新型コロナウイルスの影響により、実施時期が未定であり、今年度中の実施の目途が立たない状況にある。	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・地区公共交通懇話会や住民説明会を通して、地域住民の理解を十分得ながら、再編を進めており、公共交通の利便性と効率性の向上につなげることができる見込みである。 ・板倉区内の路線において、観光需要を目的とした実証運行を予定しているが、新型コロナウイルスの影響により、実施時期が未定であり、今年度中の実施の目途が立たない状況にある。	-	有	・第2次総合公共交通計画に基づき、路線バスの再編を行う。	・第2次総合公共交通計画に基づき、路線再編の詳細の検討、地域住民、関係団体、事業者との協議、関係機関との調整等を行い、年度計画に沿って再編を実施する。 ・令和3年度に再編を実施した、バス路線の評価・検証を行い、市の財政負担の削減効果や、評価結果について、地域住民と情報を共有し、継続的に見直しを行う。	交通政策課
				90	運行の安定性・安全性・快適性の向上に取り組みます。	・鉄道事業者安定経営支援補助金、バス運行対策費補助金の交付による生活交通の維持確保	-	有	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図る。 ※以下、数値は令和3年度の予算額を記載 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 57,905千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 12,279千円 バス運行対策費補助金 70路線 437,672千円 住民主導型コミュニティ交通事業補助金 3,650千円	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付 ・互助による輸送を行う団体に対する補助金の交付	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 57,905千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 8,466千円 バス運行対策費補助金 70路線 437,672千円 住民主導型コミュニティ交通事業補助金 2,343千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付し、生活交通の維持確保を図る。 ・住民団体等が主体となって導入する互助の取組に補助金を交付し、主にバス路線廃止後の住民の移動手段を確保した。	-	有	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付による生活交通の維持確保を図る。 ※以下、数値は令和3年度の予算額を記載 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 57,905千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 12,279千円 バス運行対策費補助金 70路線 437,672千円 住民主導型コミュニティ交通事業補助金 3,650千円	交通政策課	
				91	分かりやすい運行情報や利用案内の提供に取り組みます。	・分かりやすい路線系統表示や時刻表、啓発資料の作成 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付し、バスの利用環境を向上させる。	拡充	有	・時刻表や啓発資料の内容について、法定協議会や利用者の意見を踏まえてより充実したものとし、継続的な利用促進を図る。 ・バス事業者に補助金を交付し、バスの位置情報が把握できるバスロケーションシステムについて、対象路線を拡充する。 ※以下、数値は令和3年度予算額を記載 バス運行対策費補助金 5,612千円	・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付し、対象路線15路線を拡充する。 バス運行対策費補助金 5,612千円	・法定協議会や利用者の意見を踏まえ、総合時刻表及び啓発資料の作成方法や内容に改善を加えるなど、公共交通の更なる利用促進を行っている。 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付し、対象路線を拡充することで、バス利用者の利便性を高めた。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・法定協議会や利用者の意見を踏まえ、総合時刻表及び啓発資料の作成方法や内容に改善を加えるなど、公共交通の更なる利用促進を行っている。 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付し、対象路線を拡充することで、バス利用者の利便性を高めた。	拡充	有	・時刻表や啓発資料の内容について、法定協議会や利用者の意見を踏まえてより充実したものとし、継続的な利用促進を図る。 ・バス事業者に補助金を交付し、バスの位置情報が把握できるバスロケーションシステムについて、対象路線を拡充する。	・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付し、対象路線を拡充する。 ※以下、数値は令和3年度予算額を記載 バス運行対策費補助金 5,612千円	交通政策課
				92	運行の安全性・快適性の向上に取り組みます。	・国の補助事業の活用による福祉タクシーの導入促進	-	無	・引き続き、福祉タクシーの導入促進に取り組み、障害者等の交通弱者の移動手段を確保する。	・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に補助制度等の情報発信を行う。	・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に補助制度等の情報発信を行う。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に対し国の補助制度等の情報発信を行ったが、補助申請を行う団体はなかった。	-	無	・引き続き、福祉タクシーの導入促進に取り組み、障害者等の交通弱者の移動手段を確保する。	・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に補助制度等の情報発信を行う。	福祉課

令和3年度 公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく主な施設整備

No.	施設名	整備内容	公共建築物ユニバーサルデザイン指針 に該当する主な指針項目
1	リージョンプラザ上越	ジャンボプール内トイレ改修工事	<input checked="" type="checkbox"/> [基本]6-1-(1)路面・床 <input checked="" type="checkbox"/> [基本]6-3-(1)トイレ <input checked="" type="checkbox"/> [基本]6-4-(1)案内標示
2	上越地域医療センター病院	東側、西側、南側の患者用駐車場の区画線引き直し	<input checked="" type="checkbox"/> [基本]6-2-2-(2)駐車場 <input type="checkbox"/> [推奨]6-2-2-(2)2重の駐車ラインを敷設
3	福祉交流プラザ	点鉾交換修繕	<input checked="" type="checkbox"/> [基本]6-1-(2)視覚障害者誘導用ブロック
4	名立保健センター	手洗い用水盤拡大、手洗器自動水栓化	<input checked="" type="checkbox"/> [基本]6-3-(1)共通事項
5	大島やまざくら	店舗入口部分床タイル更新	<input checked="" type="checkbox"/> [基本]6-1-(1)素材・仕上げ
6	金谷山公園公衆トイレ	男女各便器の更新、内壁の塗装、床タイルの張替え	<input checked="" type="checkbox"/> [基本]6-1-(1)素材・仕上げ <input checked="" type="checkbox"/> [基本]6-3-(1)トイレ
7	正善寺工房	女子和式トイレ洋式化	<input checked="" type="checkbox"/> [基本]6-3-(1)トイレ
8	上越市教育プラザ	教育プラザ駐車場区画線設置修繕工事	<input checked="" type="checkbox"/> [基本]6-2-2-(2)駐車場 <input type="checkbox"/> [推奨]6-2-2-(2)2重の駐車ラインを敷設
9	黒田小学校	屋体 ・トイレ改修 洋式・ドライ化 ・外壁・屋根改修	<input checked="" type="checkbox"/> [基本]6-3-(1)トイレ
10	高志児童館	トイレ洋式化	<input checked="" type="checkbox"/> [基本]6-3-(1)トイレ
11	上越市安塚B&G海洋センター	B&G海洋センタープールトイレの洋式化	<input checked="" type="checkbox"/> [基本]6-3-(1)トイレ
12	上越科学館	トイレ手洗水栓自動化更新	<input type="checkbox"/> [推奨]6-3-(1)トイレ<洗面コーナー>
13	ほくほく大島駅	エレベーターの更新	<input type="checkbox"/> [推奨]4-(3)エレベーター

上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

■ 調査の概要

1 調査の目的

第4次人にやさしいまちづくり推進計画の評価指標の達成状況を確認し、今後の施策の方向性を検証する。

2 調査の方法等（比較前回調査実施年度：平成27年度）

(1) 調査地域

上越市全域

(2) 調査対象

上越市内に在住する満18歳以上の男女4,000人

【前回：上越市内に在住する満20歳以上の男女4,000人】

(3) 抽出方法

令和2年10月1日現在の住民基本台帳から28の地域自治区別、男女別、年齢階層別（10歳代・20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳以上の6階層）の人口割合に応じて無作為抽出

(4) 調査方法

調査用紙を郵送で配付し、郵送またはオンラインで回答

【前回：郵送のみ】

(5) 調査期間

令和2年10月28日～11月25日

【前回：平成28年3月11日～3月28日】

3 回収状況

回収数 1,407（うち、オンライン291 …20.68%） 有効回答率 35.2%

【前回：回収数1,798、有効回答率45%】

4 回答者の内訳

地域	性別	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
13区	男	19人	12人	33人	29人	60人	73人	226人
		1.4%	0.9%	2.3%	2.1%	4.3%	5.2%	16.1%
	女	18人	15人	31人	35人	77人	97人	273人
		1.3%	1.1%	2.2%	2.5%	5.5%	6.9%	19.4%
合併前 上越	男	51人	45人	61人	56人	66人	120人	399人
		3.6%	3.2%	4.3%	4.0%	4.7%	8.5%	28.4%
	女	46人	51人	85人	75人	87人	165人	509人
		3.3%	3.6%	6.0%	5.3%	6.2%	11.7%	36.2%
	男	70人	57人	94人	85人	126人	193人	625人
		5.0%	4.1%	6.7%	6.0%	9.0%	13.7%	44.4%
	女	64人	66人	116人	110人	164人	262人	782人
		4.5%	4.7%	8.2%	7.8%	11.7%	18.6%	55.6%
	計	134人	123人	210人	195人	290人	455人	1,407人
		9.5%	8.7%	14.9%	13.9%	20.6%	32.3%	100.0%

5 調査結果の注意事項

- ・調査結果の数値を割合「%」で表示した場合の母数を図表では「n」と表示している。「n」の表示がない場合の母数は、本調査の有効回答数1,407である。
- ・回答の比率(%)は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表示している。したがって、比率の合計は必ずしも100%ではない場合(99.9%または100.1など)がある。

6 調査結果

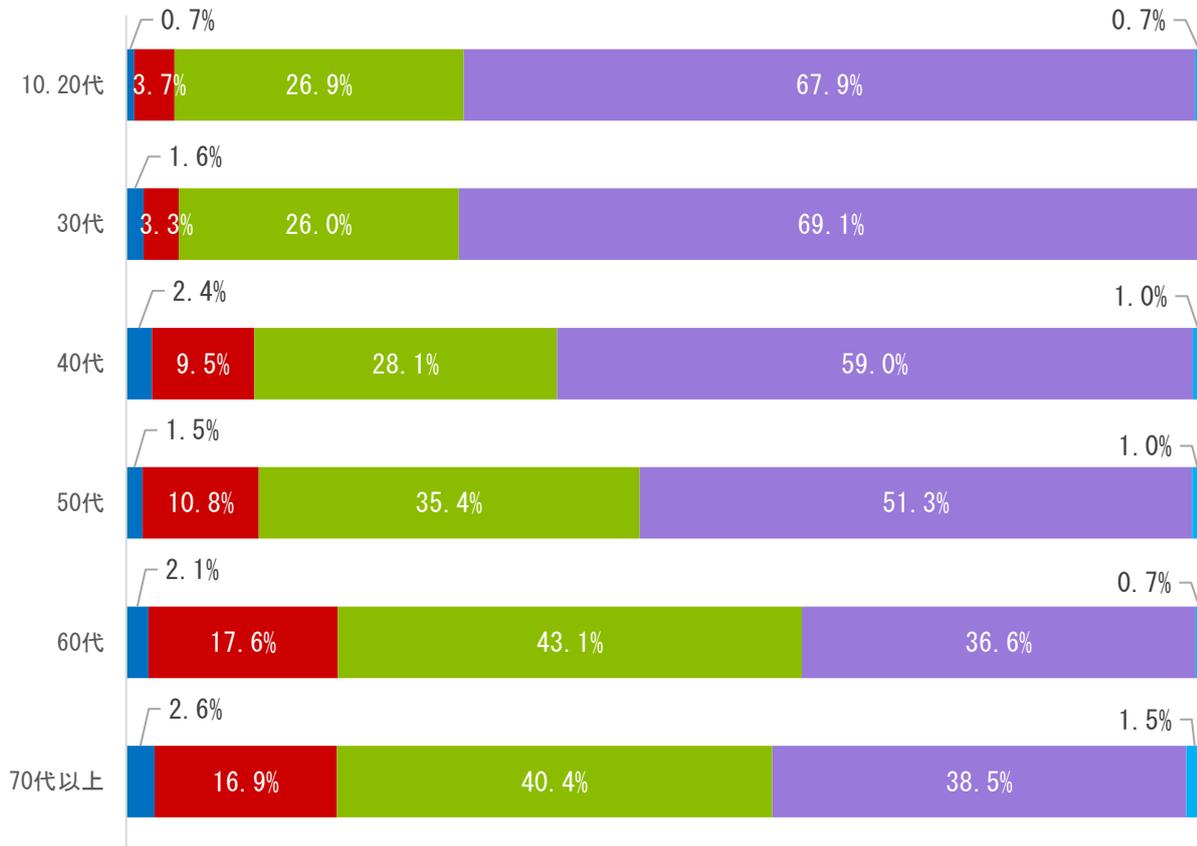
問1 市では、平成11年3月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定し、誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちづくり（人にやさしいまちづくり）に取り組んでいます。あなたは、このことを知っていますか。

- 知っている。内容も理解している
- 知っている。内容も少し理解している
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 全く知らない
- 未回答

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「知っている。内容も理解している」、「知っている。内容も少し理解している」と答えた人は合わせて14.8%であった。
- ・年代が若くなるにつれて認知度が低くなっている。

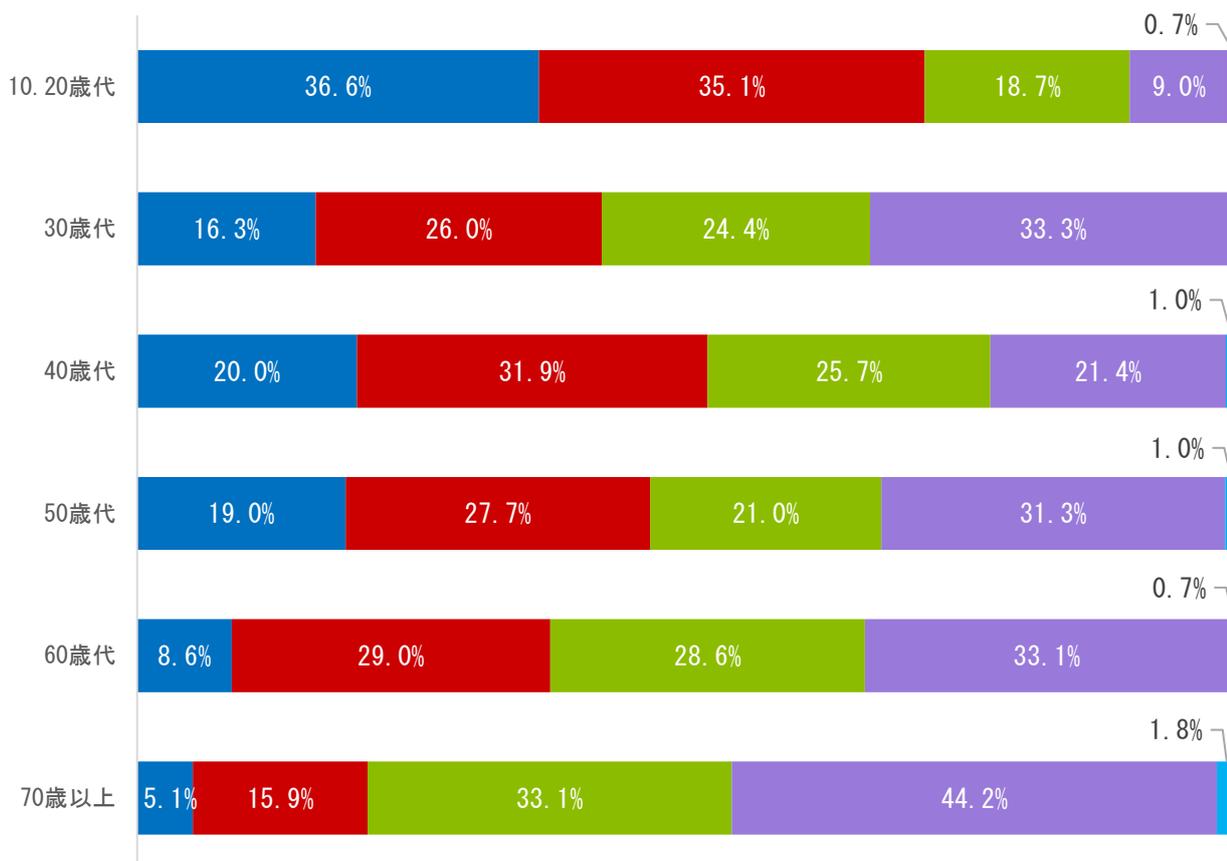
問2 あなたは、「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っていますか。

- 知っている。内容も理解している
- 知っている。内容も少し理解している
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 全く知らない
- 未回答

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「知っている。内容も理解している」、「知っている。内容も少し理解している」と答えた人は合わせて 39.3%であった。
- ・「知っている。内容も理解している」、「知っている。内容も少し理解している」と答えた人の年代別での割合は、10.20歳代で約7割、30歳代から50歳代で5割前後の一方、60歳代で37.6%、70歳以上で21.0%となっており、若い世代で認知度が高い結果となっている。

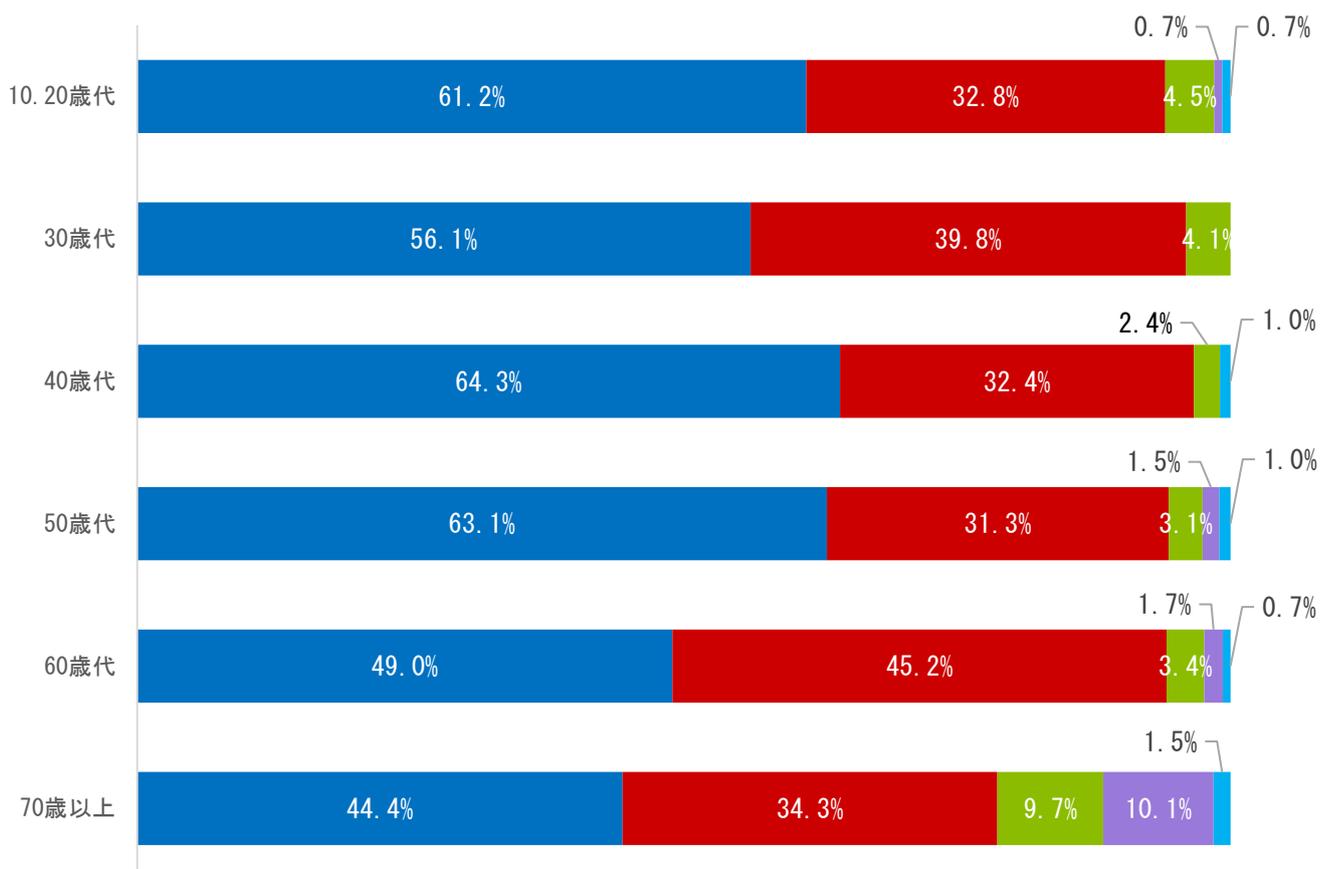
問3 あなたは、「バリアフリー」という言葉を知っていますか。

- 知っている。内容も理解している
- 知っている。内容も少し理解している
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 全く知らない
- 未回答

●全体



●年代別比較



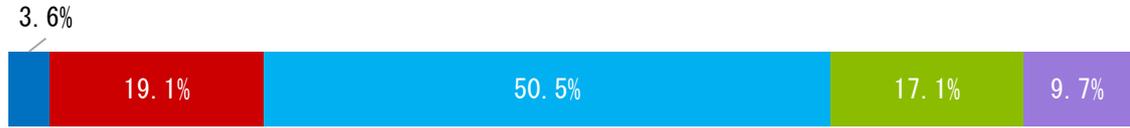
【結果】

- ・「知っている。内容も理解している」、「知っている。内容も少し理解している」と答えた人が合わせて 89.7%であった。
- ・「知っている。内容も理解している」、「知っている。内容も少し理解している」と答えた人の年代別での割合は、70歳以上を除く全ての年代で、言葉と内容の認知度が9割以上に達している。

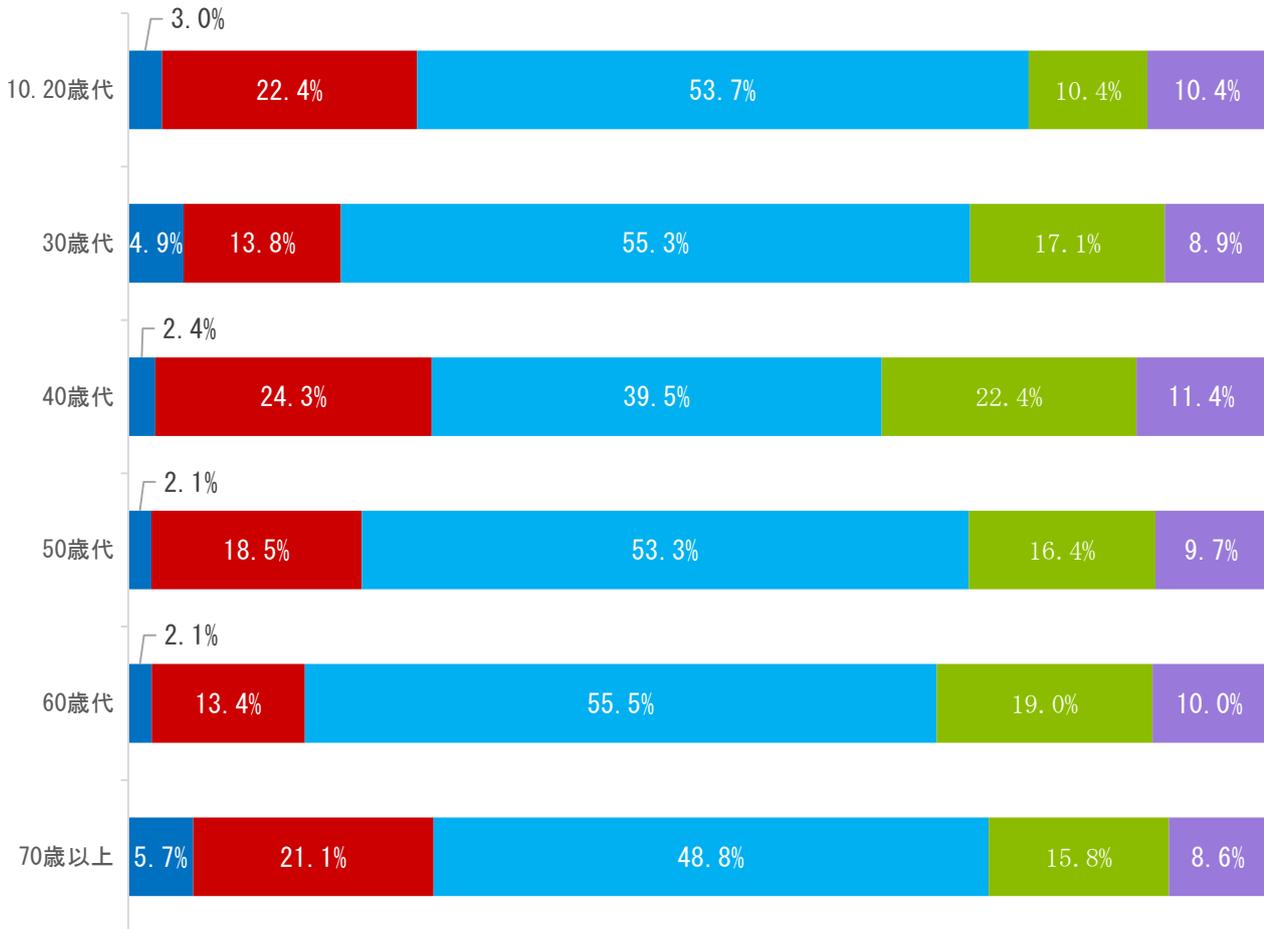
問4 あなたは、高齢者、障害のある人等が学校教育や社会教育など、学べる環境が整っていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて 22.7%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、前回に比べ 9.4 ポイント減少したが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も 36.6 ポイント減少した。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：244件)

【主な意見】

- 公立の学校や教育施設、社会福祉施設が整備され、市の出前講座や公民館事業などが充実している。
- 発達障害などの子供を、保育園から就学後まで、情報の共有ができていますので、継続してみてもらえていると思う。
- 春日山荘、ワークパル、地域サロン等で学びまた健康寿命を延ばせる場所があることは本当に貴重なことであると思う。
- 総合事務所、および公民館で行っている情報を広報等で知らせている。
- 自分が今まで住んできた都市と比べて選択肢がたくさんある。
- 公共施設はバリアフリー化を進めており、環境整備がなされている。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなるとお思いますか。(回答数：265件)

【主な意見】

- 学べる環境があるのかどうか分からない。あったとしたら広く市民に知らしめ、気軽に利用できる環境にしてほしい。
- 障害のある人が社会教育を学べる場は、ほとんどない。また、障害（特に知的障害）のある人が、高等部を卒業した後に学べるような場がほとんどない。そのような場を作ってほしい。
- 私は別の町から移住したが、この街の若い人たち(友達も含む)は障害者や高齢者への配慮が欠けていると思った。私のもと住んでいた街では高齢者が多く、小学生の頃から地域との関わりが深い行事も多かったからか、偏見や差別は少なかった。教育機関での道徳の授業などで関心を得る機会を増やすべきだ。
- 地域によって格差があると思う。居住している区の総合事務所2階は全く活用されていない。ぜひとも、公共施設を活用してほしい。
- 教育の場や環境があっても、公共交通機関や公的移動手段を充実させないと利用し難い。
- 使用しなくなった公共施設等を使って、学べる場所を増やして環境を作る。
- 学校等、エレベーターがないので高齢者や障害者が利用できない。エレベーターの増設を期待する。
- 教育する側のスキルをあげたり、学べる機会を増やす。
- 高齢者や障害者の目線にたち、実際に意見や要望を聞く。
- 他でうまくいっている所の話や内容を調査したり、当事者にヒアリングする。

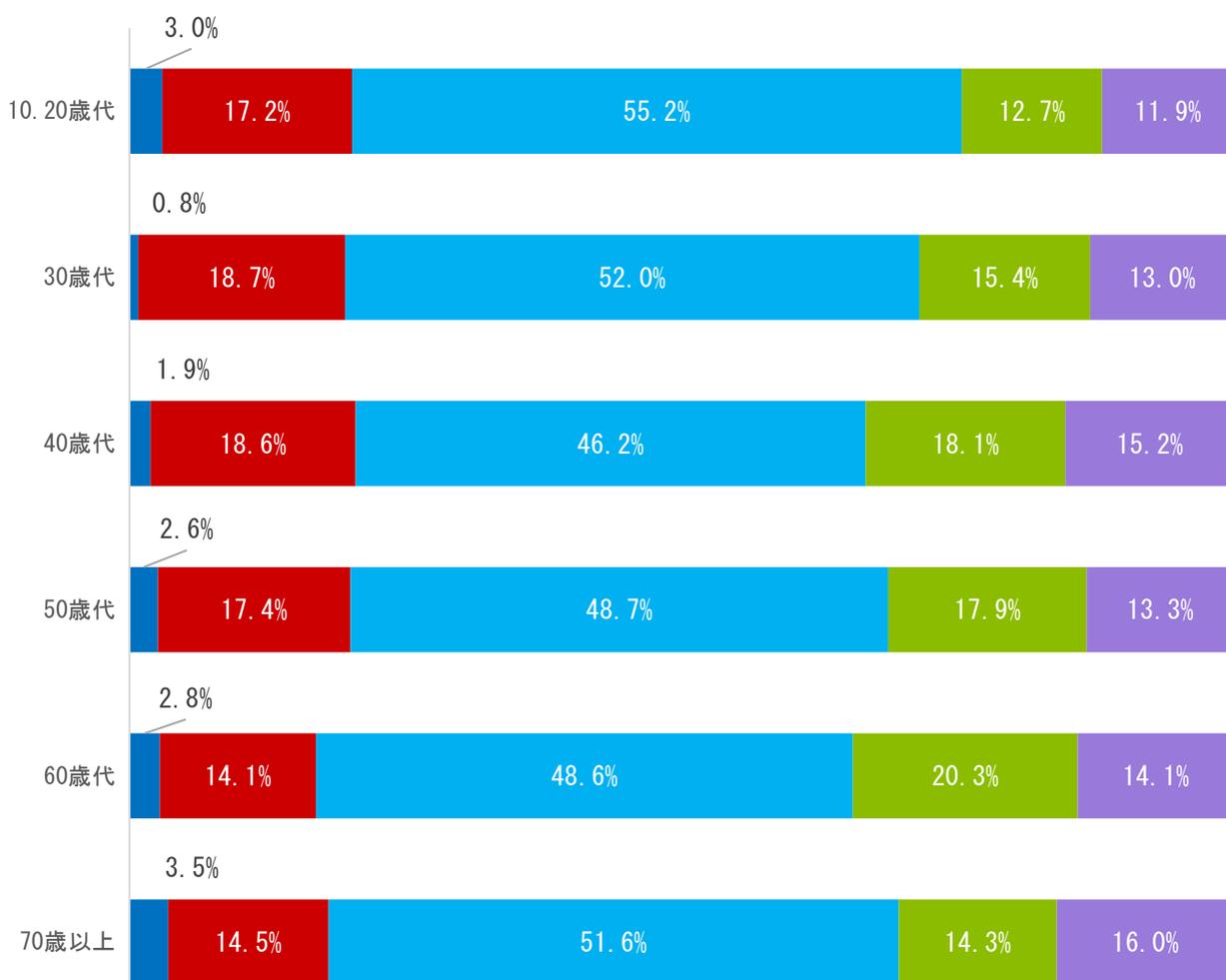
問5 あなたは、高齢者、障害のある人等が働ける環境が整っていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- そう思わない
- どちらかといえばそう思わない

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて 18.8%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、前回に比べ 3.6 ポイント減少したが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も 43.8 ポイント減少した。
- ・年代別では、大きな差は見られなかった。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：204件)

【主な意見】

- 障害者の就労を支援する相談機関などがあり、企業と障害者をつなぐサポートをしてくれるため。
- 受け入れている企業が増えていると思う。
- 障害者施設で作られたパン、クッキー、コロツケなどを買う。おいしいので良い環境で作っているのだと思う。
- 規模の大きい工場等は障害者が働いていると聞いている。高齢者も定年延長やパート、又はシルバー人材センターなどで働ける場所があると思う。
- 国・県市の制度も整ってきており、以前より多くの方が社会で活動していることが分かる。
- 庭先集荷は高齢者に非常に活力を与えていると思う。継続強化を図っていただきたい。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなるとお思いますか。(回答数：299件)

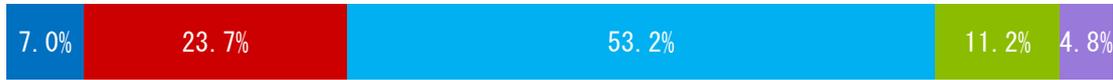
【主な意見】

- 特に障害者の働ける環境が整っていないと感じる。事業所と障害者のマッチングを図る体制が整っていれば、お互いのプラスになることもあるのではないかなと思う。
- 障害の程度に合った職場を紹介してほしい。フルタイムでなく短時間でも受け入れてくれる職場。
- 障害者に対する理解を深めてもらうための講習を企業に受けさせる。
- 市内のどのような会社で働けるかの情報がない。高齢者や障害者の経験を活かした人材を広く募る方法を考えてはどうか。
- もっと各企業が積極的に障害者雇用できるように、企業へのバックアップ（特性を活かせる仕事の洗い出しやジョブコーチの増員、補助金制度など）体制がより整うと良い。
- 採用する企業にインセンティブがあれば良いと思う。
- 高齢者や障害のある人を雇用するには、それなりの設備を会社に備えなければいけないと思う。トイレや休憩所などリフォーム補助も大切。
- 就労にかかわる生活の支援も福祉サービスに組み入れるべきである。
- 働ける職場が近くに無いので、県外や他市町村から会社のあっせんやスーパーマーケットなどを作るなど働ける環境をまず作り出す。
- 家で働ける業種が少ない。オンラインで働ける環境づくりが必要であると思う。

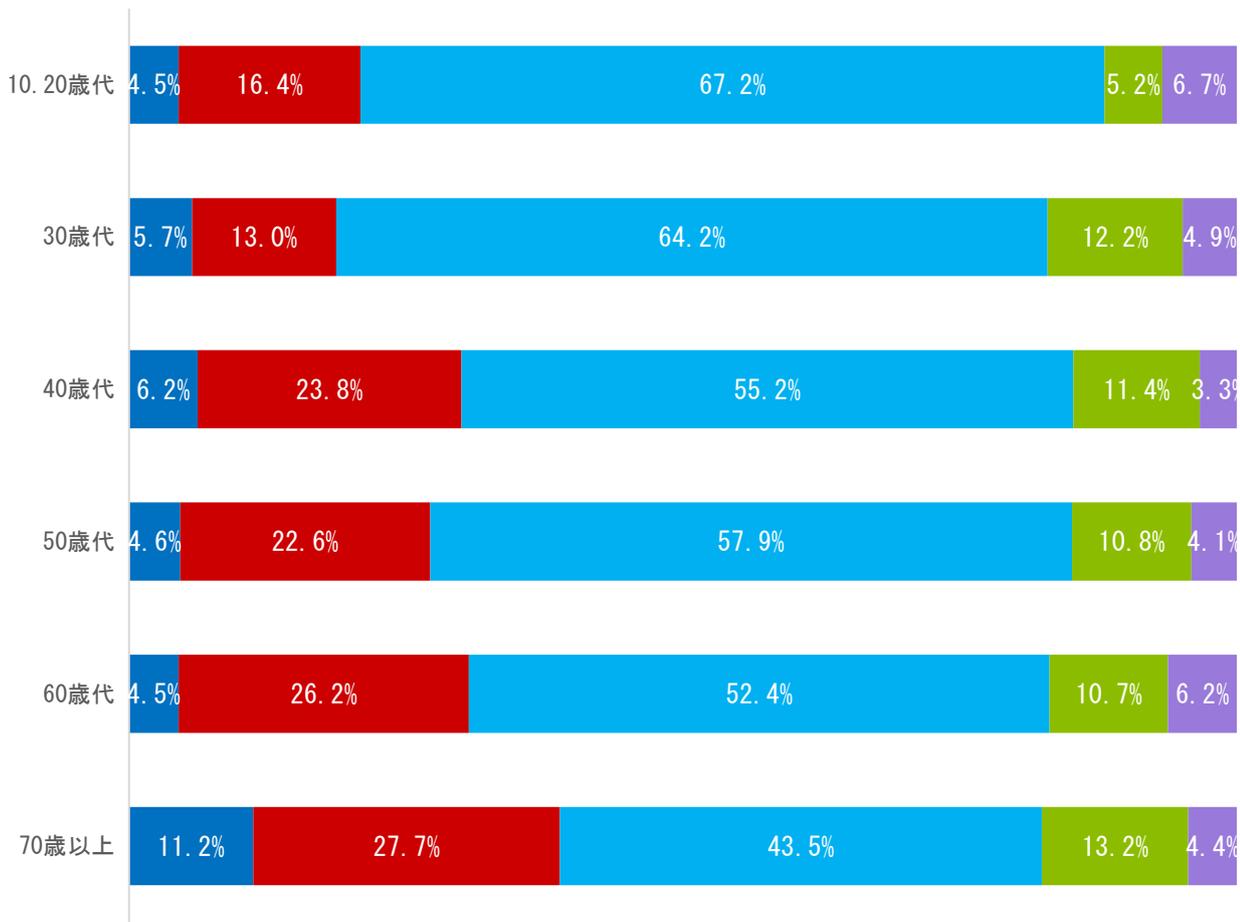
問6 あなたは、福祉に関するサービスが整っていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて 30.7%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、前回に比べ 31.9 ポイント減少したが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も 17.5 ポイント減少した。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人の年代別の割合では、年代が上がるにつれて、高くなる傾向となった。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：281件)

【主な意見】

○20年前に比べたら、今は色々と利用できるようになり、サービスも増え、便利になったと思う。

○社会福祉協議会、まちづくり振興会、特別養護老人ホーム、診療所が区内にあり、それぞれの分野で住民の手助け、力になっていると思う。

○近隣の高齢者や一人暮らしの方がサービスを利用され、予防事業が行われていると感じる。

○20年前に比べたら、今は色々と利用できるようになり、サービスも増え、便利になったと思う。

○町内の民生委員さんの活動などを聞くたびに、「ご苦労様」と声をかけてあげたいと思う。

また、スーパーや商店などでも、少しずつではあるが、配慮されている点がみられるようでうれしい。

○オーレンプラザみたいに子供が遊べる場所があつていい。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなると思いますか。(回答数：138件)

【主な意見】

○サービスに関わる情報を皆さんが分かるように、もっとチラシや宣伝が必要だと思う。

○本当に必要としている人がサービスを理解し、申請することが難しすぎる。複雑さと手続きの時間がもう少し楽になるとよい。

○高齢者の人で入所待ちの人が多くおられるようだ。老人施設不足を考えて欲しいと思う。

○施設は多いが、働き手が少なく、無資格者が増えることで質が落ちる。在宅で暮らせるような取組が多い方が良く思う。

○運転できる人はいいが、買い物したり、用を足したりする事に不便を感じている人は多いと思う。できる人ができない人を助けられるように行政で対価を決めてくれたら良いと思う。資格がないとできないではなく「ちょっとネコの手」がほしい時がこれから多くなると思う。

○施設に入るのに高額で入れない。食費の補助がほしい。

○福祉従事者の報酬を引き上げて事業者を増やしたり人員を増員したりしてほしい。

○デイサービス等は充実しつつあると思われる。今後、障害者の1人暮らしも増えてくると思われ、それらの対応。

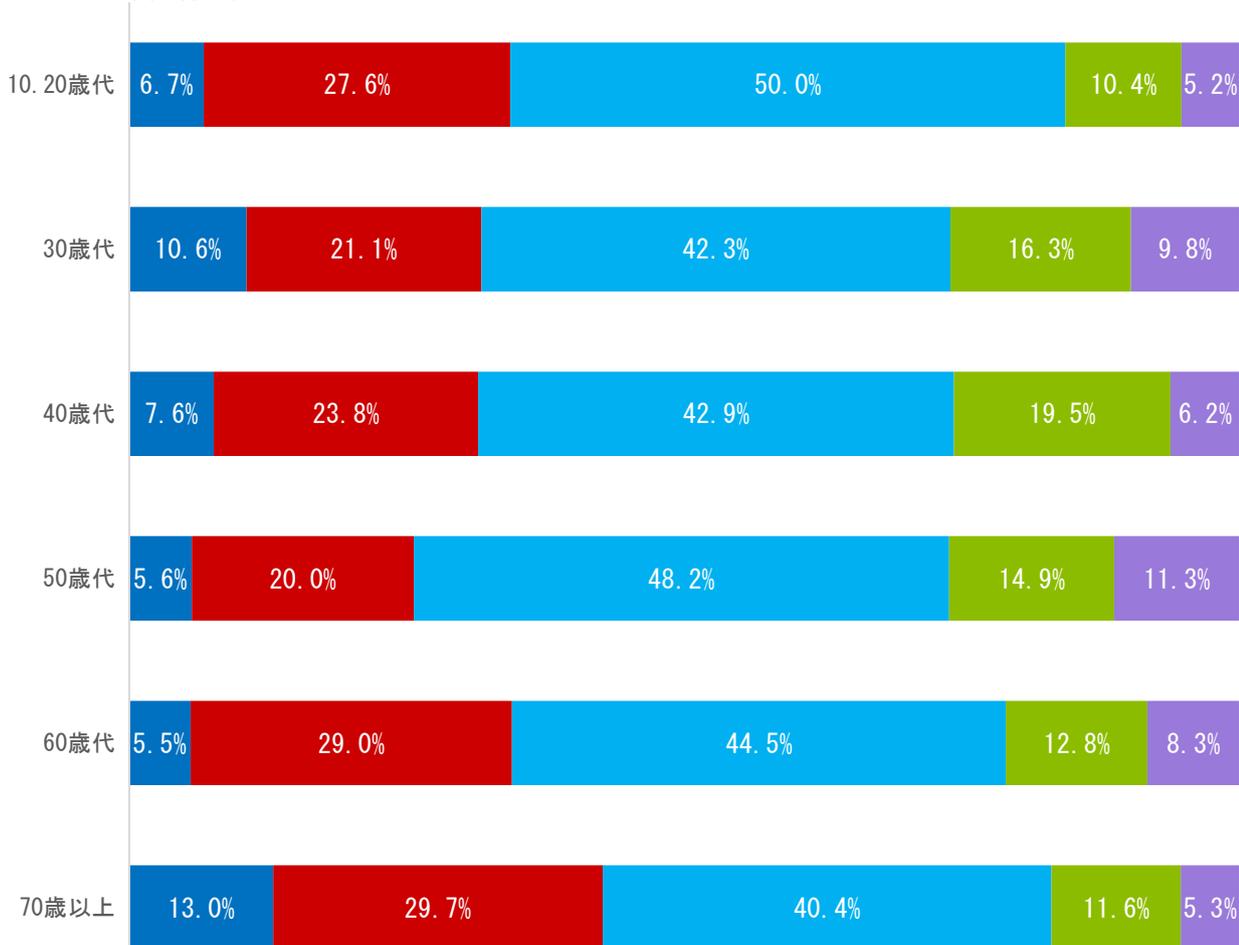
問7 あなたは、医療に関するサービスが整っていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- 思わない

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて 35.2%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、前回に比べ 24.9 ポイント減少したが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も 15.3 ポイント減少した。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人の年代別の割合では、70歳以上が他の年代より僅かに上回っていた。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：347件)

【主な意見】

- 未就学児の医療費無料などは助かる。
- 妊産婦や子供への医療費のサポートがあるから。
- 健診、人間ドックも実施されていて、結果説明会もあり、広報での案内も含め整っていると思う。
- 年末に休日診療所を利用したが、助かった。年齢の節目に健診のクーポンを貰うと受診しようという気持ちになる。
- 1次、2次、3次、開業医など全ての段階の医療が程良く地区にある。
- 急性期、回復期、生活期の病院が市内にあり、訪問看護ステーションも複数個所の事業所がある。
- 中山間地域において、診療所があるということは心強いです。住民のことを考え、それぞれ対処している。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなると思いますか。(回答数：212件)

【主な意見】

- こどもの医療費免除。子供には何かとお金がかかるので、高校卒業まで医療費が無料になるとありがたい。
- 病院はあるが、通うことが難しいため、病院の送迎サービスがあつたらいい。または、往診のできる医者をもっとあつたらいいと思う。
- 病院やかかりつけの医者に行った場合、すごく待たされ診察は短くという感じなので、あとのくらい待つかなど、連絡していただくとういと思う。
- 医師不足による総合病院の機能が低下している。早急な医師の確保に市としても取り組んでほしい。
- 医療施設は、整っていると思うが、専門の医師を増やしてもらいたい。
- 休日、時間外に子供が体調を崩した時に、診てもらえるところがなく辛い思いをしたため、休日や夜間の診療を充実してもらえたらと思う。
- 歯科検診は市からののがきで行きつけができて良かった。40代からは体の不調が出るが多くなるので、歯科検診同様に人間ドックに行くきつけを作って欲しい。
- どのようなサービスがあるのか分からない。ソーシャルワーカー等にもっと簡単に相談ができるとういのでは。

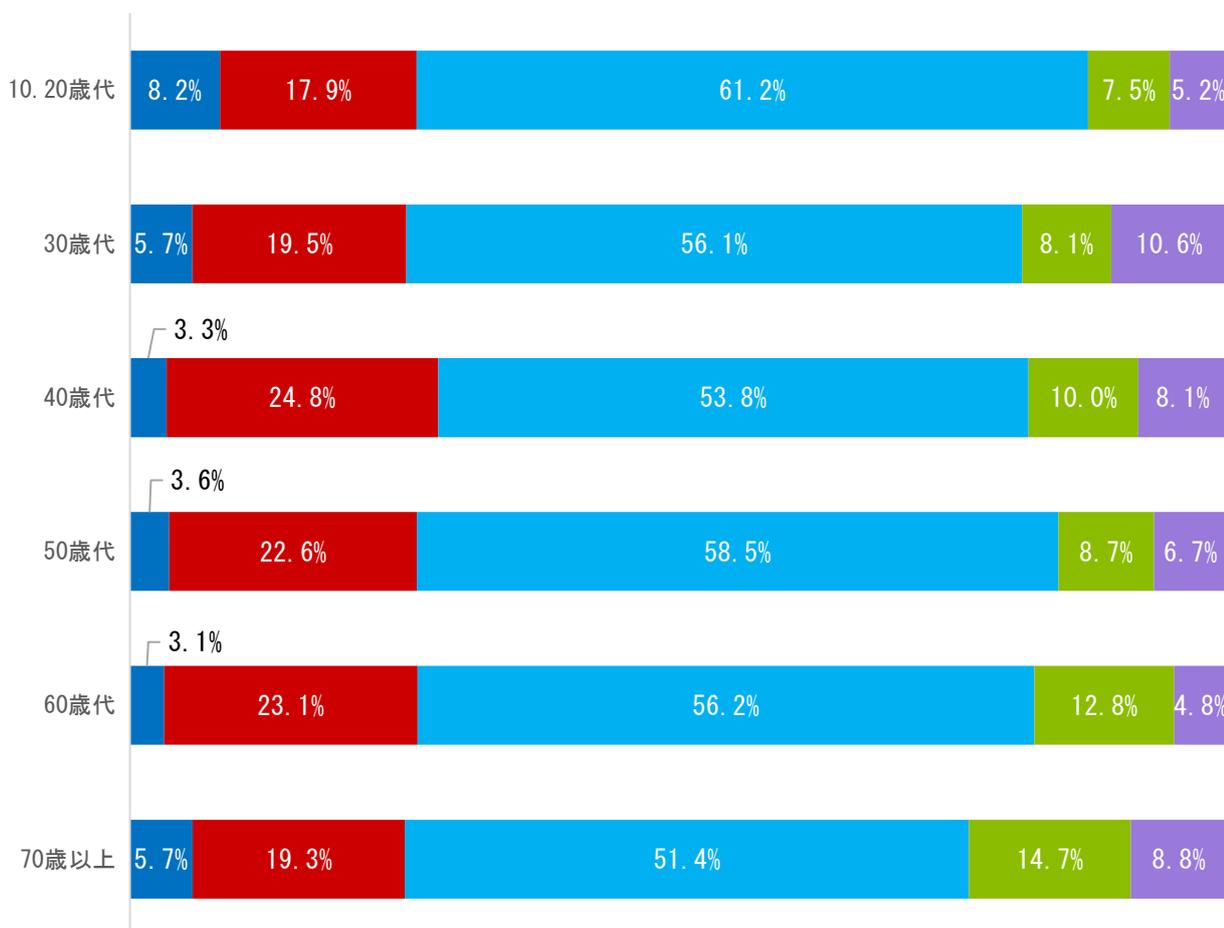
問8 市の施設は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて 26.1%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、前回に比べ 31.3 ポイント減少したが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も 19.9 ポイント減少した。
- ・年代別では、大きな差は見られなかった。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：241件)

【主な意見】

- 施設が、順にユニバーサルデザインに変わっていている。そのため、介護者も介護しやすく利用する人が増えていると思う。
- 階段だけでなく、スロープも増えてきている。トイレも整備されるようになってきている。
- 施設通路や室内に段差が少なく、車椅子用のエレベーターなどが整っているため。
- 車いす用駐車スペースが多くある。案内表示が分かりやすい、困った時に案内してくれる人がいる。
- ハード的には不十分な施設もあるが、施設職員や一般の人が手助けする意識になっていると思う。
- 利用者の方の事を考えて働いている職員が多いと思う。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなるとお思いますか。(回答数：190件)

【主な意見】

- 最近開設した施設は設備が整っていると感じる。年数が経過した施設は利用者にアンケートをとるなどして意見を求め、自動ドアや授乳室の設置、こまめなメンテナンス等比較的着手できそうなことから行って欲しい。
- 市の施設がどこで利用できるのか分からない。一覧表があるといい。
- 市の施設は市街地に多く、移動が困難である。他人の手を借りないで済むよう小規模でも近間にほしい。
- 料金が安く、使用しやすい移動手段が増えるといいと思う。
- まずは施設管理者に当事者への配慮等のガイドラインを提示する。そして施設の段差、表示の見にくさ、老朽化等による使いにくさを一つ一つ解消する。
- 古い施設は段差があるし、階段が多く大変。トイレも洋式だが便座が冷たいものがあり、使いにくい。段差やトイレが改善すると良いと思う。
- 総合案内の方以外にせめて(月曜の午前中、金曜の午後とかに)市の施設の混雑状況を案内してくれる人がいればいいと思う。
- 施設があってもそれを利用してもらうにはボランティアの人数が足りていない。元気な高齢者の人たちをお願いしてなるべくたくさん利用するべき。
- ゲートボール場などがあるが、障害者が使える施設はあまりないと思う。一般の人と一緒にしない施設を作り、使ってもらえればよくなると思う。

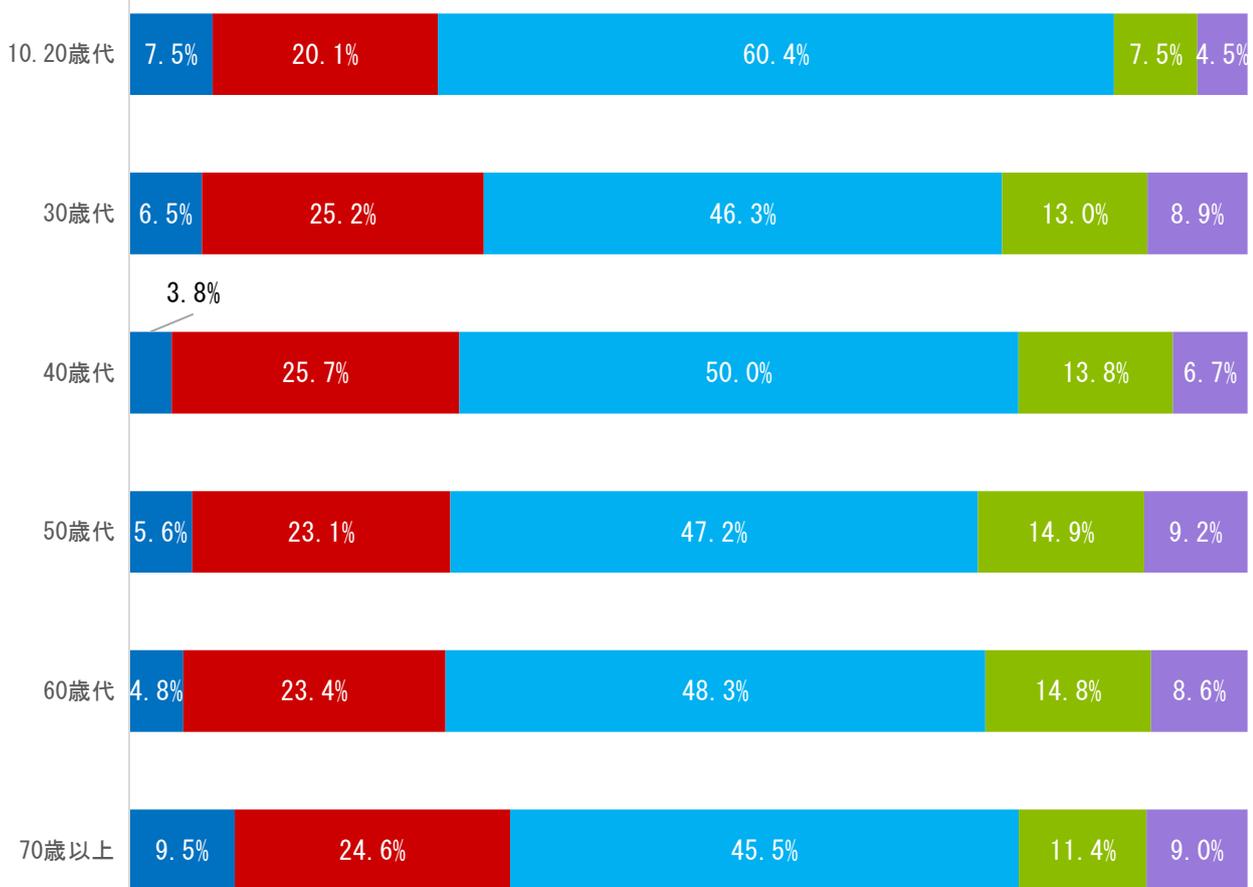
問9 民間の施設（病院、社会福祉施設、商業施設など）は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて 30.7%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、前回に比べ 16.2 ポイント減少したが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も 27.7 ポイント減少した。
- ・年代別では、大きな差は見られなかった。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：278件)

【主な意見】

- 10年程度前と比べると、至る箇所においてもバリアフリー仕様の意識が高まっているように思う。高齢者、障害のある方でなくても快適に感じる箇所も増えてきている。
- 階段ではなくスロープになっていたり、車いす利用者のエスコートをする店もある。
- 車いすが置いてあったり、スロープになっていたり手すりが付いているのを見る。
- 身障者用トイレはほぼ整備されている。貸出用の車いすがあるところも多くなっている。廊下なども広がってきているように思う。
- トイレは利用しやすい。休む場所も整っている。
- 駐車場でよく車いすマークのある駐車スペースが建物の正面や近くにあり、危険が少なくなるように工夫されていると感じる。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなると思いますか。(回答数：193件)

【主な意見】

- 車がないと行けないところにある場合がほとんどである。バスが出ていても、途中で乗り換えなければならずとても不便だと思う。送迎サービスや交通機関の整備が必要であると思う。
- 病院、商業施設など利用したくても行けないことが多い。バスも少ないし、とくに高齢者の足になるようなものがあればいいと思う。
- 第一に都会と比べるとそうした施設の数が少ない。市の中心部にはあるが面積的にはより広大な周辺部にはない。周辺部にそうした施設が造りにくいのであればもっと交通網で工夫する等の対策が必要と思う。
- 施設の駐車場には優先エリアが確保されているが、そこに対象外と思われる車が停まっていることが多い。市民に対する広報が必要と思う。
- 段差をなくす、車いすが通れる十分なスペース（通路やトイレ）を設ける。その施設で受けられるサービスの提示をする。
- 新しい建物はいいが、古い建物が多く廊下が狭かったり荷物が置かれ、引っ掛かりやすかったりする。通路の確保とトイレの整備をまず取り組んでほしい。
- エレベーター、トイレ、入り口、出口等の案内表示を分かりやすくする。
- 1人で利用できるようにヘルパーなど介助する人を配置する。その人も給料がもらえるようにすれば仕事となる。

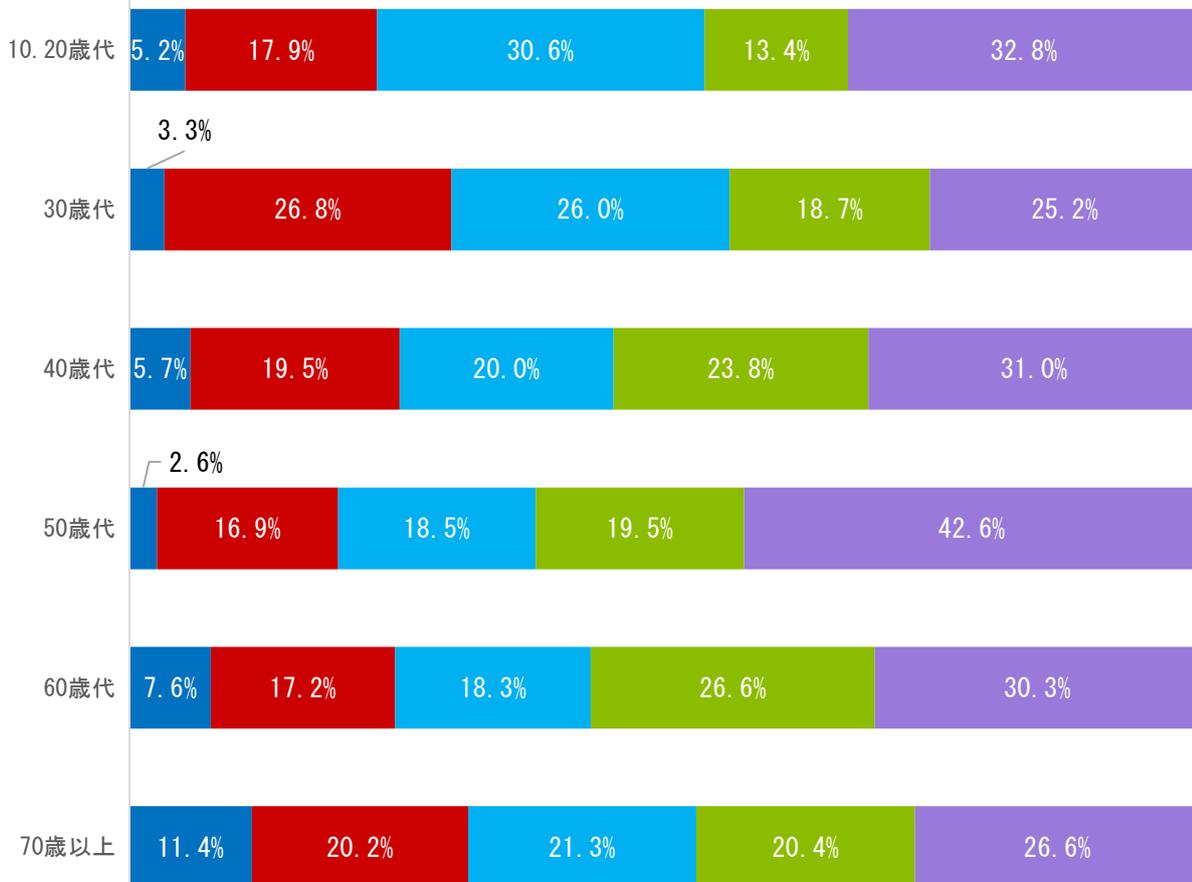
問10 あなたの住宅は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に生活できる住宅だと思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて26.6%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人の年代別の割合では、30歳代、70歳以上が他の年代より僅かに上回っていた。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：268件)

【主な意見】

- 段差がほぼない。段差があるところには手すりが設置されている。
- 車椅子で移動できる広さを確保し、段差をなくした。
- 一階で生活が完結するようになっている。玄関上がったら階段以外の段差が無い。全館空調により部屋ごとの寒暖差が無い。
- 玄関迄にはスロープがあり、玄関の上りかまちの高さも低く、手すりがついている。浴室内、トイレ、階段にも手すりがあり、バリアフリーになっている。
- 高齢者がいたのでバリアフリーはもちろん、ユニバーサルデザインを取り入れ、家族が安全で快適に過ごせる冬温かく、夏涼しい家である。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなると思いますか。(回答数：522件)

【主な意見】

- バリアフリー化が十分に出来ていない。段差の解消、必要な場所の手すりの設置等、対策が必要。
- リフォームをするか、ある程度の手を加えないと高齢者や障がいのある方には生活は快適ではないと思う。
- バリアフリーになっていない。今のところ、元気であるがいずれは改築をしなければならないか、施設で生活するかどちらかである。
- 建物が古いのでバリアフリーではなく、手摺などの設置もしてないので、補助金や助成金をもっと簡単に使えれば良い。
- 公営の施設または公営住宅を高齢者、障害者用に用意する。
- 賃貸住宅ですが段差があったりするのでバリアフリーの賃貸住宅があっても良いのかなと思う。

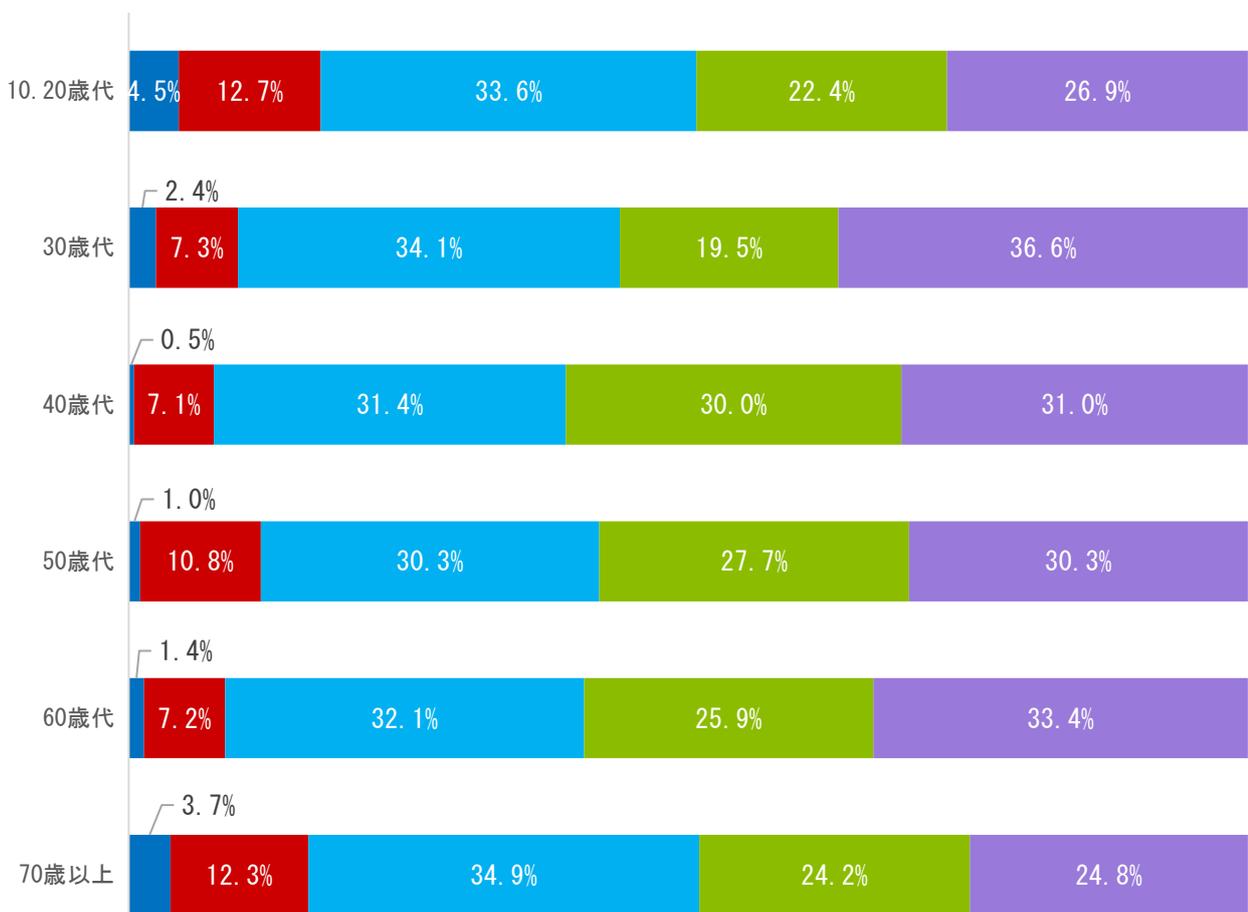
問11 歩道や道路は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて12.2%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、前回に比べ16.3ポイント減少したが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も15.5ポイント減少した。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：107件)

【主な意見】

- 段差があまりないように整備されていたり、歩道もほとんどの道路にある。点字ブロックのある場所も多いため、安全で快適に利用できると思う。
- 大都市に比べて、ゆったりと幅の余裕がある道になっていると思う。
- 我々高齢者が困らないように信号機のある横断歩道がたくさんあり、また、信号の色の変わる時間が少しゆとりがあるので、横断歩道も渡りやすい。
- 高田商店は雁木の幅が広く、雨天でも気にしないで行動ができる。
- 歩道がある道路は安心して歩くことができる。冬には、歩道の除雪もしてあるので歩きやすい。
- 児童の歩道確保にグリーンラインが施工されたことで、歩行者の安全に気を付ける行動に繋がっていると思う。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなるとお思いますか。(回答数：560件)

【主な意見】

- 歩道が狭いところが非常に多いので、歩道の整備と冬季の歩道の除雪を充実させるとよくなると思う。
- 歩道が無いところが多くある。道路を広げ歩道を作って欲しい。子供も危ない。
- 点字ブロックや歩行者専用レーン等を増やしていけばいいと思う。
- 少しの段差やくぼみだけでも足を取られたり、転びやすいと思うので定期的に点検をしたり市民の情報を聞ける工夫が必要。
- 雁木に段差があり、夜は危険のため、子どもから注意されている。上越市の方で高さを決めて欲しい。
- 住宅街の道は街灯が少なく暗いので、明るい街灯を増やすべきだと思う。
- 団地の中に道路交通が危険な場所がある。一時停止をしない所があるので、ミラーまたは、標識を付けて欲しい。
- 新しい道路等は良くなっているが、古い箇所はなかなか改修されないので、利用状況を調査し、計画的な施工を検討する。
- 冬以外は安全と思うが、積雪があり、除雪されない時は歩道が埋没し、車道を歩かざるを得ぬ道路が沢山できる。小中学生の通学道路でもそうであり、改善が必要。
- 車両乗り入れの段差や歩道の道路のでこぼこが気になる。ワークショップやタウンウォッチングなどを（市民のやる気があれば市民参加型で）実施する。
- 買い物に行く道中、足が不自由なため、2回ほど休むが、イスなど休む場所が欲しい。

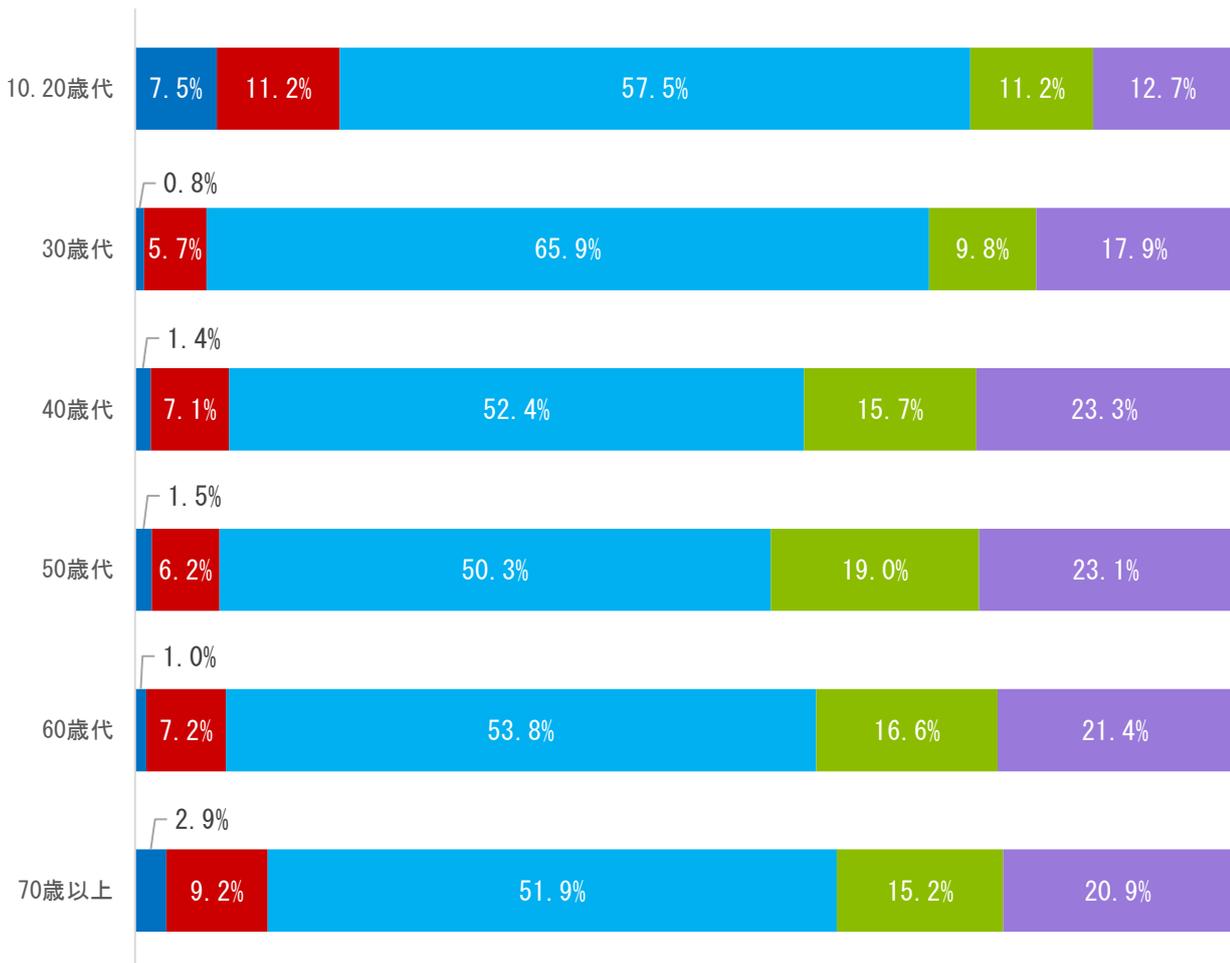
問12 鉄道や路線バスなどの公共交通機関は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

● 全体



● 年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて10.3%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、前回に比べ18.2ポイント減少したが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も33.8ポイント減少した。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人の年代別の割合では、10.20歳代が他の年代より上回っていた。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：100件)

【主な意見】

- 鉄道は各駅にエレベーターがあり、目の見えない人には駅員さんが誘導したり、分からないときは質問すると丁寧に教えてくれるようになった。
- 高田駅や春日山駅などは手すりやスロープがあり、様々な人達が利用しやすい環境になっていると思う。
- 鉄道や路線バスでは駅員さんやドライバーさんが手助けしてくれるイメージがある。快適に過ごせるのではないかと思う。
- 路線バスは乗り降りの際の階段ステップが上下するのを見たことがある。
- 介護タクシーはありがたいです。ハイヤーもシニアサポート等の割引があって良い。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなると思われますか。(回答数：357件)

【主な意見】

- 上越市は高田と直江津という都市部と周辺の広大な山村、漁村部が合併してできた市。もっともっと周辺部の公共交通機関を拡充しても良いかと思う。その場合、決まったダイヤで運行する都市部の公共交通機関とは別の運行方法が必要かと思う。
- 路線バスのルート、本数が少ない。サイズを小さくして、台数を増やす。
- ノンステップバスなどを充実させてほしい。
- 車いすを使用した人が段差等安全に乗り降りできる様になればよくなると思う。
- バス停で待っている高齢者や障害者の方をよく見るが、屋根などの雨除けがあれば良いと思う。
- 無人駅が多いので、一人で利用する場合に困る。小さい駅でもバリアフリー化した方が良いのでは。
- 高齢者、障害者は特に歩行が困難な人が多く、補助者が必要な人もおり、まず自宅までの送迎車の手配と、いつでも利用できるようなシステムを作り、誰もが便利よく利用できるようにする。ボランティアの人達を募り、協力できるように方法を考える。
- 運転免許証返納後の不便が大きい。病院や商業施設等に行く利便性の良い小回りの利く代替公共交通機関の設置を望む。
- 公共交通は決められた時間で動くため使用できていない。乗合バス等ができればよいと思う。

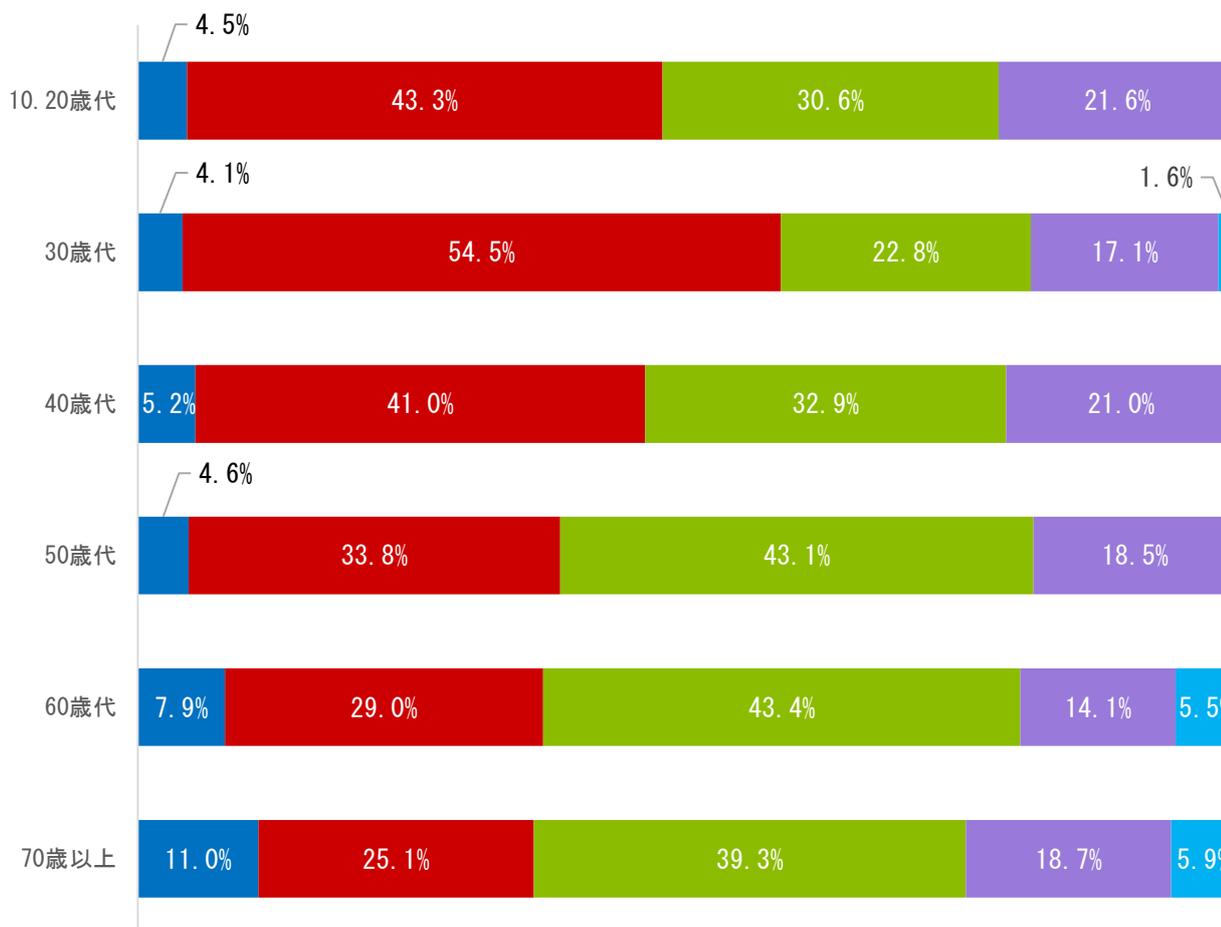
問13 あなたは、ボランティアをしたことがありますか。

- 定期的・継続的にボランティアをしたことがある（している）
- 単発的なボランティアをしたことがある
- したことはないが、ボランティアに興味・関心はある
- したことはないし、ボランティアに興味・関心もない
- 未回答

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「ボランティアをしたことがある（している）」と答えた人は合わせて41.2%で、前回の35.6%より5.6ポイント増加した。
- ・一方で、「したことはない」と答えた人は合わせて55.7%で、前回の61.4%よりも5.7ポイント減少している。
- ・「したことがある人」と「関心がある人」を合わせると、全体の78.7%の人がボランティアに興味を持っているが、実際にしたことがある人はその半数に留まっている。
- ・「したことがある」、「関心がある」と答えた人の年代別の割合では、年代別では、30歳代が最も多く、次いで10.20歳代、40歳代となっており、若い世代が多い結果となっている。

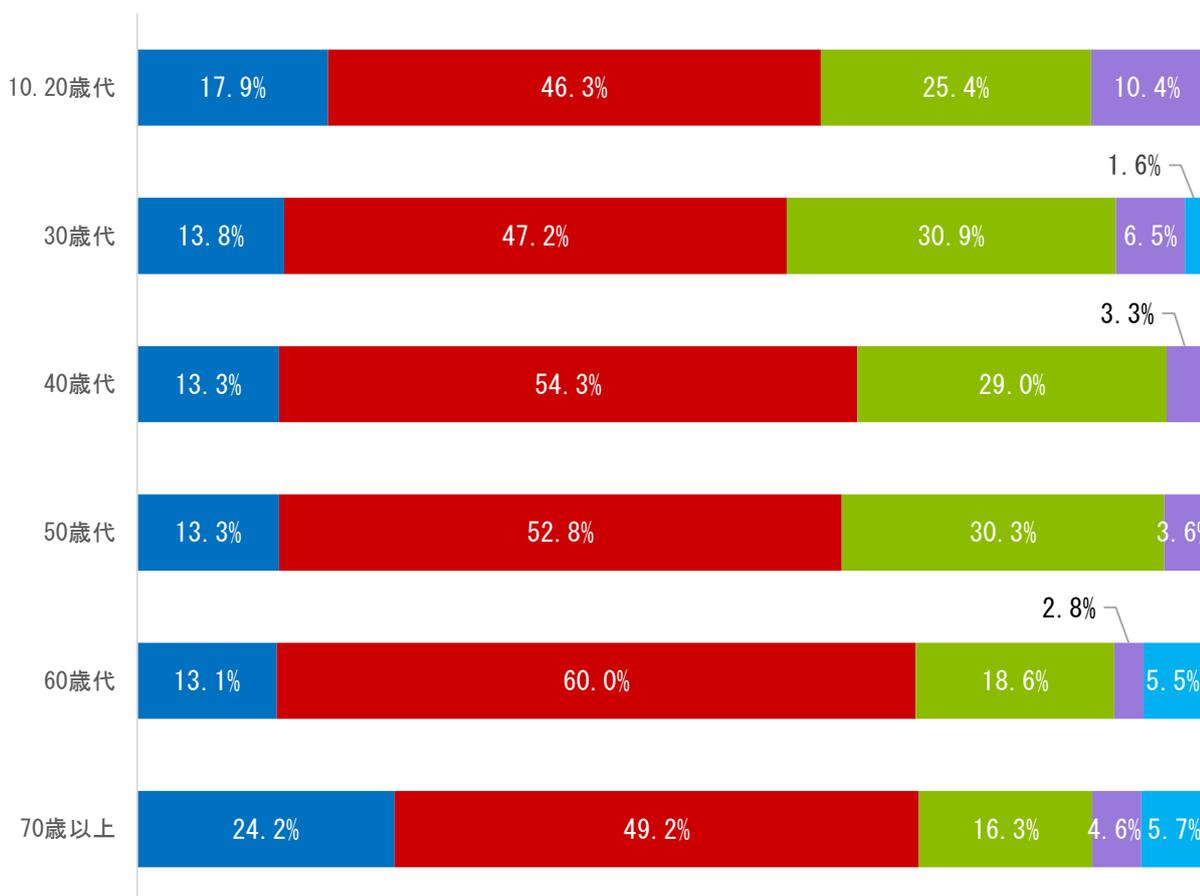
問14 あなたは、災害時にどのように行動すればよいか知っていますか。



●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「知っている」、「どちらかといえば知っている」と答えた人は合わせて 69.5%で、前回の 73.6%より 4.1 ポイント減少した。
- ・一方で、「知らない」、「どちらかといえば知らない」と答えた人は合わせて 27.3%で、前回よりも 3.6 ポイント増加している。
- ・年代別では、大きな差は見られなかった。

■ 評価指標の達成状況

単位：％

基本方針	評価項目	評価指標	今回調査結果		前回調査
				「わからない」等を除く	
1 誰もが理解し合えるまちづくり	市が、だれもが快適に暮らせる「人にやさしいまちづくり」を推進していることを知っている市民の割合	28	14.8		20.7
	「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っている市民の割合	48	39.3		36.1
	「バリアフリー」という言葉を知っている市民の割合	91	89.7		82.2
2 誰もが学べるまちづくり	高齢者、障害者等が学べる環境が整っていると感じる市民の割合	41	22.7	45.9	32.1
3 誰もが働けるまちづくり	高齢者、障害者等が働ける環境が整っていると感じる市民の割合	28	18.8	37.7	22.4
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	福祉に関するサービスが整っていると感じる市民の割合	66	30.7	65.7	62.6
	医療に関するサービスが整っていると感じる市民の割合	66	35.2	62.6	60.1
5 誰もが互いに支え合うまちづくり	ボランティア活動をしたことのある市民の割合	42	41.2		35.6
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	災害時にどのように行動すればよいか知っている市民の割合	77	69.5		73.6
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	市の施設を、高齢者、障害者等が安全で、快適に利用できていると感じる市民の割合	60	26.1	57.9	57.4
	民間の施設を、高齢者、障害者等が安全で、快適に利用できていると感じる市民の割合	52	30.7	59.4	46.9
	自身の住宅を、高齢者、障害者等が安全で、快適に生活できていると感じる市民の割合	53	26.6	33.9	44.8
8 誰もが移動しやすいまちづくり	歩道や道路を、高齢者、障害者等が安全で、安心して利用できていると感じる市民の割合	43	12.2	18.2	28.5
	鉄道や路線バスなどの公共交通機関を、高齢者、障害者等が安全で、快適に利用できていると感じる市民の割合	36	10.3	22.3	28.5

※□は「平成 26 年上越市市民の声アンケート」結果による

市民意識調査結果「わからない・どちらとも言えない」の回答率

「わからない・どちらとも言えない」の割合 (%)

基本方針	評価項目	割合
2 誰もが学べるまちづくり	④高齢者、障害者等が学べる環境が整っていると感じる市民の割合	50.5
3 誰もが働けるまちづくり	⑤高齢者、障害者等が働ける環境が整っていると感じる市民の割合	50.2
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	⑥福祉に関するサービスが整っていると感じる市民の割合	53.2
	⑦医療に関するサービスが整っていると感じる市民の割合	43.8
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	⑩市の施設を、高齢者、障害者等が安全で、快適に利用できていると感じる市民の割合	55.1
	⑪民間の施設を、高齢者、障害者等が安全で、快適に利用できていると感じる市民の割合	48.5
	⑫自身の住宅を、高齢者、障害者等が安全で、快適に生活できていると感じる市民の割合	21.4
8 誰もが移動しやすいまちづくり	⑬歩道や道路を、高齢者、障害者等が安全で、安心して利用できていると感じる市民の割合	33.0
	⑭鉄道や路線バスなどの公共交通機関を、高齢者、障害者等が安全で、快適に利用できていると感じる市民の割合	53.9

上越市第5次人にやさしいまちづくり推進計画方針（案）

1 上越市人にやさしいまちづくり推進計画について

「上越市人にやさしいまちづくり条例」の基本理念に基づき、障害のある人や高齢者をはじめとするすべての市民の基本的な人権が尊重され、社会参加の機会が確保された豊かで住みよい地域社会の形成を総合的に進めるため、「上越市人にやさしいまちづくり推進計画」を策定している。

【根拠】

- ・上越市人にやさしいまちづくり条例（平成11年3月）

（推進計画の策定）

第7条 市長は、人にやさしいまちづくりに関する施策を総合的に推進するための計画を策定しなければならない。

計画の位置づけ

- ・上越市人にやさしいまちづくり条例第7条に基づき策定
- ・上越市第6次総合計画の将来都市像「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」の実現に向け、市の各種計画との整合・連携を図りながら進めていく

2 計画期間

令和4年度～令和8年度（5年間）

3 市民意識調査結果の取り扱いについて

- ・別紙 …資料3、資料3 補足

4 第5次計画策定の基本的な考え方

実施計画の進捗状況、市民意識調査結果、推進会議での意見を参考とし、次期計画を策定する。

第4次計画を継承し、引き続き関連施策に取り組む。

⇒ 条例に定めた施策に沿った基本方針を掲げている現行の計画を継承する。

5 第5次計画の体系（第4次計画を継承） ※体系図：別紙

目指すべき人にやさしいまちの姿

誰もが安全・安心で快適に暮らせるまち

基本的な考え方

あらゆる障壁のないまちづくり

〈取り除くべき障壁〉 意識上の障壁／制度的障壁／文化・情報面での障壁／物理的障壁

6 作業スケジュール

11月2日	人にやさしいまちづくり推進会議① (令和3年度前期進捗(第4次計画)報告、第5次計画方針及び体系)
11月16日	人にやさしいまちづくり推進会議② (第5次計画案協議)
12月中旬	人にやさしいまちづくり推進会議③ (ユニバーサルデザイン指針改定案協議)
12月中旬～1月中旬	パブリックコメント実施
2月中旬	パブリックコメント回答
3月	人にやさしいまちづくり推進会議④ (令和3年度実施計画実績見込み、第5次計画報告)

5 第5次計画の体系図（条例、市民意識調査結果、関連事業との関連）

条例で定めている施策	基本方針	基本目標	施策の方向
8条 広報活動の充実等	1 誰もが理解し合えるまちづくり	誰もが互いを尊重し理解し合えるまちの実現を目指します。	(1)人にやさしいまちづくりの考え方を理解し認め合うための広報や教育・学習を推進します。また、日常生活の中で起きた困りごとについての相談窓口や支援体制を整えます。 ①人にやさしいまちづくりの普及啓発 ②相談・支援体制の充実
9条 教育環境の整備	2 誰もが学べるまちづくり	誰もが個々の力を発揮できるよう学べるまち、生涯を通じて学べるまちを目指します。	(1)児童・生徒のニーズに応じた支援を推進するとともに、市民の生涯を通じた多様な学習・スポーツ機会の拡充を推進します。 ①自立・共生を目指す学校教育環境の充実 ②市民の多様な学習・スポーツ機会の充実
10条 就業の機会の確保等	3 誰もが働けるまちづくり	誰もが個々の能力を生かしながら、生きがいをもって働けるまちを目指します。	(1)誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせるよう、雇用機会の確保と職業能力の向上を図ります。 ①雇用機会の創設 ②職業能力や人材の育成
11条 保健・医療・福祉に関するサービスの効果的な提供	4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	誰もが生涯を通じて、健やかに暮らせるまちを目指します。	(1)誰もが健康な生活を送るための検診の推進や保健指導の充実を図ります ①検診・保健指導等の推進
			(2)誰もが健やかに安心して適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図ります。 ①地域医療体制の充実
			(3)誰もが健やかに安心して暮らせるよう各種支援を推進します。 ①高齢者福祉の推進 ②障害者福祉の推進 ③子育て・療養支援の充実
12条 ボランティア活動の推進	5 誰もが互いに支え合うまちづくり	共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します。	(1)ボランティア参加、地域活動、市民活動への支援を推進するとともに、ボランティアを必要とする人の利用促進を図ります。 ①ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり
13条 防災上の配慮等	6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	誰もが災害や犯罪などに備え、安全・安心に暮らせるまちを目指します。	(1)防災に関する情報提供や避難時に必要な施策、自助、共助による防災体制の整備を推進します。 ①防災対策や避難支援体制の充実 ②自主防災活動の推進
			(2)防犯に関する情報提供や注意喚起、地域ぐるみの防犯活動を推進します。 ①防犯活動の充実
			(3)冬期間の安全な通行空間の確保と除雪に必要な施策を推進します。 ①除雪対策の充実
16条 市の施設・事業者の施設・住宅の整備等 17条 18条	7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	公共空間や居住空間において、誰もが利用しやすく、安全に生活できるまちを目指します。	(1)誰もが安全かつ快適に利用できるよう施設整備を推進します。 ①公共施設におけるユニバーサルデザインの推進 ②民間施設におけるユニバーサルデザインの推進 ③誰もが暮らしやすい居住空間の整備
19条 公共車両等の整備等	8 誰もが移動しやすいまちづくり	誰もが安全かつ快適に生活交通を利用し、社会参加できるまちを目指します。	(1)誰もが安全かつ快適に移動できるよう歩道・道路整備を推進します。 ①安全・安心な歩道・道路の整備
			(2)誰もが安全かつ快適に移動できるよう地域公共交通の向上を推進します。 ①地域公共交通の利便性の充実と安全・安心な運行